

農林金融

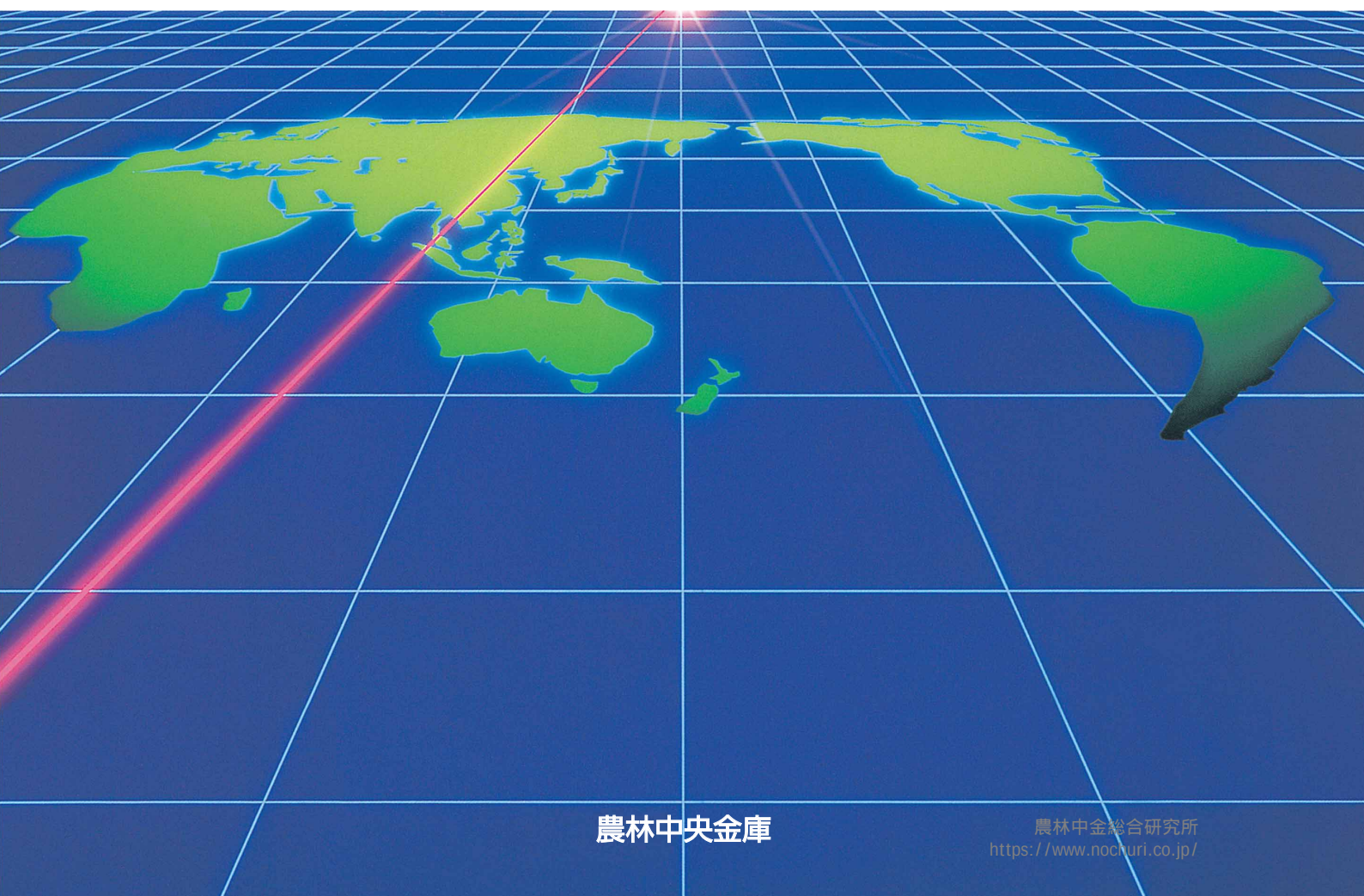
THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021 **12** DECEMBER

中国の金融包摂

●指標からみる中国農村の金融包摂の進展状況

●集団の大きさと公共財の供給



金融包摂について

今月号では、中国の農村の金融包摂について取り上げている。

世界銀行によれば、金融包摂とは、個人や企業が、取引、決済、貯蓄、信用、保険など、それぞれのニーズに合った便利で手頃な金融商品・サービスを、責任ある持続可能な方法で利用できることを意味する。

銀行口座があればお金を保管したり、支払いを行ったりすることができるため、世界銀行は、口座にアクセスできることはより広範な金融包摂への第一歩となるとし、世界中の人々が口座を利用できるようにすることを目指している。その目的達成のためのイニシアティブ「ユニバーサル・ファイナンシャル・アクセス2020」は、金融サービスから排除されている人々の約7割が暮らす25か国に焦点を当てており、中国はその中に含まれる。

イニシアティブが目標としていた2020年の結果はまだ報告されていないものの、11年には51%であった世界中の成人の口座保有割合は、14年には62%、17年には69%と上昇した。しかしなお17億人が口座を保有しておらず、発展途上国では男女の間や都市と農村部の間で保有率の差がある。また、焦点を当てていた国のうち、中国やインド等では人口の80%以上が口座を持つようになったが、こうした国では、モバイルやデジタル対応の決済を含む低コストの口座開設が進んだとも報告されている。

デジタル化に関しては、農村部や遠隔地に住む人々に低コストで金融サービスを提供することができるため、金融サービスへのアクセスを拡大するための強力なソリューションとなりうることを期待されている。16年にはG20議長国の中国のリーダーシップの下、世界銀行も協力して、金融包摂のためのデジタル・アプローチの推進を各国政府に促す新たなハイレベル原則が策定された。

日本の場合、17年時点での15歳以上の口座保有率は98.2%であり、うち女性98.1%、農村部の住人97.3%と、非常に高い水準である。しかし、だからといって日本が万全な状況であるわけではない。16年に金融庁が刊行した「平成28事務年度 金融行政方針」では、「日本型金融排除」という言葉を用いて注目を集めた。「日本型金融排除」は、十分な担保・保証のある先や高い信用力のある企業以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況をさす。

また、最近では、新型コロナウイルスのワクチン接種の申込みを高齢者がインターネットでできないことが話題となったが、デジタル化の進展のなかで情報通信機器をうまく使いこなせないことが新たな排除を生んでいる。本誌談話室で小関教授が「私たちの社会のどこに、金融サービスを利用できずに困っている人がいるのかについて想像力を膨らませることが、金融包摂の大きな第一歩」と書かれているが、常に、新たな排除が生み出されていないか注意することが必要であろう。

（(株) 農林中金総合研究所 調査第一部長 重頭ユカリ・しげとう ゆかり）

今月のテーマ

中国の金融包摂

今月の窓

金融包摂について

(株) 農林中金総合研究所 調査第一部長 重頭ユカリ

指標からみる中国農村の金融包摂の進展状況

王 雷軒 (Wang Leixuan) — 2

情
勢

集団の大きさと公共財の供給

若林剛志 — 17

談話室

金融包摂は想像力だ

明治大学 経営学部 教授 小関隆志 — 28

統計資料 — 30

＜第74巻総目次＞巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

指標からみる中国農村の 金融包摂の進展状況

主事研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

〔要 旨〕

中国の中央銀行である中国人民銀行は金融サービスの利用実態、利用可能性、そして利便性・質という3つの分野から金融包摂を捉え、それぞれ異なる項目・指標から金融包摂を計測している。

本稿は主として同行が公表した「中国普惠金融指標分析報告」を用いて農村部の金融包摂を分野別に検証した。金融サービスの利用実態については、銀行口座やカード、電子決済関連のインフラ整備がかなり進み、金融サービス提供の基盤ができている状況にあるほか、農村部での融資、資産運用や農業保険における包摂水準が高まりつつある。

また、金融サービスの利用可能性については、郷鎮における銀行拠点のカバー率が100%に近くなっていることや、農村部におけるPOS端末数が増加傾向にあるほか、アクセスポイントの整備や機能強化を通じて金融サービスの利用可能性も高まっている。そして、金融サービスの利便性・質については、農家信用情報データベースの整備が進んでいるほか、ソフト面での金融リテラシー水準の向上、金融サービス利用満足度の改善がみられたことから、利便性・質における包摂水準も向上している。

これらを踏まえると、農村部の金融包摂の水準は都市部に比較すると低いが、その水準は高くなりつつあるとすることができよう。

目 次

はじめに

1 農村部における金融包摂の歴史と展開

- (1) 農村部の中小金融機関
- (2) 金融包摂の歴史と展開

2 中国人民銀行が策定した金融包摂の計測指標

3 指標からみた農村部の金融包摂の進展度

- (1) 金融サービスの利用実態について
- (2) 金融サービスの利用可能性について
- (3) 金融サービスの利便性・質について
- (4) 総括

おわりに

はじめに

金融サービスへのアクセスと貧困削減との関係性が注目された2000年代前半から金融包摂（Financial Inclusion、中国語で普惠金融）が世界的に重要視されるようになった。中国も貧困削減等に向けて05年前後から金融包摂に積極的に取り組んできた。27か国の金融包摂の取組状況を取りまとめた20年のボアオ・アジアフォーラムでの報告によると、17年の金融包摂評価において、中国はアジアで第7位であった。このことから、中国の金融包摂の水準は高まっていると言えよう。

金融包摂は、農村部の農業経営主体だけでなく、都市部の中小企業、低所得層や高齢者もカバーしている。このうち、農村部における金融包摂の水準が比較的低いため、政府はその水準を高める施策を行ってきた。とりわけ、中国国務院は15年末に「金融包摂発展計画（2016～2020年）」を策定し、様々な施策を打ち出してきた。既にこの計画策定から6年近くが経過したが、農村部の金融包摂の水準は都市部と比べどのように変化したのであろうか。言うまでもないが、農村部の金融包摂は、融資だけでなく、銀行支店やATMの設置、決済や信用情報データベースの整備、農業保険の加入等も含まれる。金融包摂の進展状況を知るには、これらを包括的に検証する必要がある^(注1)。

そこで、本稿は、中国の中央銀行である中国人民銀行（以下「人民銀行」という）が

公表した「中国普惠金融指標分析報告」（以下「指標報告」という）などの資料を用いて農村部の金融包摂の進展状況を検証することを目的とする。そのため、第1節では、農村部の金融包摂の歴史や展開を述べる。第2節では、人民銀行の指標報告から、中国の金融包摂を計測するための指標体系を概観する。第3節では、指標報告などの資料を用いて農村部の金融包摂の進展状況を検証する。

（注1）融資面での金融包摂についての研究は若林・王（2019）がある。

1 農村部における金融包摂の歴史と展開

まず、農村部の金融包摂に取り組み、農村部の住民の金融へのアクセスを改善することのできる中小金融機関を概観する。

(1) 農村部の中小金融機関

農村部の中小金融機関は、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社、新型農村金融機関等^(注2)で構成されている。まず、農村部の主な金融機関となっている農村商業銀行は、03年以降の農村金融改革で、資産規模が大きく、健全な経営を行う農村信用社同士が統合できるようになり、その統合後に農村商業銀行に名称変更したことから始まっている。その名称のとおり、農村商業銀行は、協同組合的な運営ではなく、商業ベースの経営となり、営業地域も農村に限定されず、業務についても一般の商業銀行と変わらな

い扱いとなった。農村商業銀行は15年末の859行から20年末の1,539行へと増加している。第1表のように、中国人民银行农村金融服务研究小组編（2019）によると、18年末の農村商業銀行（1,397行）は営業拠点数が5.8万か所、従業員数は64.5万人であった。

また、一部の農村信用社は、協同組合と株式会社の性格を持ち合わせた金融機関である農村合作銀行に転換することができた。農村合作銀行は、農村商業銀行への転換などで15年末の71行から20年末には27行へと減少した。18年末の農村合作銀行（30行）は営業拠点数が918か所、従業員数は0.9万人であった。

以上の組織形態の転換とともに、郷鎮の農村信用社と県連合社の統合などによって、農村信用社は15年末の1,373社から20年末の641社にまで減少した。18年末の農村信用社（812社）は営業拠点数が1.9万か所、従業員数は21.0万人であった。

さらに、経済が発展している地域や都市部とは異なり、農村部や内陸の中部・西部地域では、金融インフラ施設が不足しており、金融サービスの拡充が求められた。こうしたなか、2000年代後半以降、新型農村金融機関としての村鎮銀行、農村資金互助

社、貸出会社が、農村における金融拠点網整備の一環として新たに設立された。新型農村金融機関は15年末の1,373行・社から20年末には1,691行・社となっている。18年末の村鎮銀行、農村資金互助社、貸出会社の法人数は、それぞれ1,616行、45社、13社であった。また、それぞれの営業拠点数は5,764か所、45か所、13か所、従業員数は9.3万人、345人、104人であった。

（注2）王（2017）の118～131頁をもとに加筆した。
なお、これらの中小金融機関に加えて、94年に設立された農業政策金融機関の中国農業發展銀行、大型国有商業銀行の中国農業銀行、07年に国有の中国邮政集団の全額出資で設立された大型商業銀行である中国邮政儲蓄銀行もある。

（2）金融包摂の歴史と展開

上記の金融機関を含めて政府や金融当局は、農村部における金融包摂の推進に向けて、金融サービス拡大や改善を目指して様々な取組みを実施している。このような金融包摂の推進に向けた取組みは、その特徴から次の4つの時期に分けることができる^{（注3）}。

第1期は、90年初期から20世紀末までの期間である。93年、中国社会科学院農村發展研究所が河北省易県に貧困扶助合作社を設立し、そこでバングラデッシュ型のマイクロクレジットを初めて導入した。この期間

の特徴は、国際組織やNPOが、中国の農村貧困地域で公益性の高いマイクロクレジットを実施したことである。

第2期は、20世紀末から04年までの期間である。人民銀行が99年に「農村信用社の小

第1表 2018年末における中国の農村中小金融機関の概況

（単位 社・行、か所、人、億元）

	法人数	営業拠点数	従業員数	総資産
農村信用社	812	19,468	210,383	64,990
農村商業銀行	1,397	58,246	645,492	262,616
農村合作銀行	30	918	9,369	3,055
新型農村金融機関	1,674	5,822	93,914	15,127
合計	3,913	84,454	959,158	345,788

資料 中国人民银行农村金融服务研究小组編（2019）ほか

額信用貸出についての暫定的な管理方法」を打ち出した。これを受けて、農村信用社は無担保のマイクロクレジット業務の試行を拡大させた。農村信用社の農村商業銀行などへの組織再編が行われた後は、人民銀行からの再貸出資金を利用しながら、マイクロクレジット業務を継続した。同業務を持続可能にするために、マイクロクレジットはこれまでの公益性から営利性に比重が移り、主役が国際組織やNPOから農村商業銀行などのフォーマルな金融機関に変わった。

第3期は、05年から15年までの期間である。同期間にマイクロクレジット、マイクロファイナンス、金融包摂が並行しながら行われた。村鎮銀行などの新型農村金融機関がマイクロクレジット業務を展開したほか、07年には養豚保険が始まった。研究者や金融当局が金融包摂について議論し、政策や支援プログラムを策定するなど、商業銀行を通じマイクロファイナンスを活用した金融包摂の促進が図られた。これらを受けて13年11月の共産党第18期中央委員会第3回全体会議で採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」で、金融包摂を発展させることが最高指導部から経済政策の方針として初めて示された。

第4期は、16年から現在に至る期間である。国務院は15年末に「金融包摂発展計画(2016~2020年)」(以下「計画」という)を策定した。計画では、金融包摂の推進が中国の全面的小康社会(いくらかゆとりのある社

会)を遂げるために不可欠なものであり、金融業の持続的かつ均衡のある発展、経済発展パターンの転換、公平で調和の取れた社会作りに役に立つということが強調された。

今後の目標として、20年までに小康社会の全面的実現にふさわしい金融包摂推進体制を構築すること、金融サービスへの需要のある各層に適切かつ効果的な金融サービスを提供すること、金融包摂の発展水準が国際的にみて中上位の水準に達することを掲げていた。

これを受けて人民銀行、銀保監会(旧銀監会と保監会)、財政部等が金融包摂に関連する施策を発表し、農村や貧困地域における金融サービスの拡充、小規模零細企業向け融資の促進などの取組みを行ってきた。計画策定から既に6年近くが経過したが、金融包摂はどのような進展を遂げてきたのであろうか。以下では、その進展状況を確認するために、人民銀行の指標体系をみてみよう。

(注3) この期間区分は、冯ほか編著(2019)の74~75頁を参照。区分は様々あるが、例えば、人民銀行の論文によると、金融包摂の歴史は、①公益性小額貸出(80年代から90年代)、②発展性零細型金融(2000~05年)、③総合性金融包摂(06~10年)、④デジタル金融包摂(11年~)という4つの時期に分けられている研究もある。

2 中国人民銀行が策定した金融包摂の計測指標

金融包摂は多様な側面を包含している。そのため、どのような観点からどのような指標を利用して計測するかについて、必ず

しも一致した見解には至っていない。中国では、16年12月、人民銀行はいくつかの試験地域での試行結果を踏まえたうえで「中国普惠金融指標体系」を策定した。中国普惠金融指標体系のなかで、金融包摂の取組状況を計測するための指標体系として、①金融サービスの利用実態、②金融サービスの利用可能性、③金融サービスの利便性・質という3つの分野に整理し、各分野に含まれる項目および指標は、①に11項目、28指標、②に4項目、9指標、③に5項目、14指標となっている（第2表）。

また、人民銀行が発表した指標報告（17～20年）によると、この指標体系はその後の金融経済情勢の変化や統計制度の見直しなどを受けて、3分野は不変ながら、20年^(注4)には項目や指標が追加された。しかし、人民銀行はこの指標体系を公表していないため、指標の詳細な中身は不明である^(注5)。ただし、李（2020）では、金融包摂指標体系の分野別の項目と指標がまとめられているため、それに沿って内容を概観する。

分野①の金融サービスの利用実態の項目

と指標は、それぞれ9項目、27指標となっている。項目は銀行口座、銀行カードなどの基本的な金融サービスだけでなく、農村部を含む電子決済のほか、農家生産経営資金の融資、零細企業や貧困扶助向けの融資、保険などの内容も設けられている。

また、分野②の利用可能性については、それぞれ4項目、11指標である。ハード面での金融インフラとしての銀行拠点網、ATM、POS端末、「助農取款服務点」と呼ばれるアクセスポイントなどが設定されている。

③の利便性・質については5項目、10指標となっている。銀行カードの与信限度額だけでなく、金融知識や金融行動などの金融リテラシー関連の指標が設けられている。これらのソフト面での包摂状況を計測するため、人民銀行は各年にアンケート調査を行っている。例えば、20年の指標報告によると、31の省市の15歳以上の人を対象にした電話や訪問で、17万余りのサンプルを集め、集計した。さらに、信用貸出への障壁、信用情報制度の構築という項目には、農家向けの信用貸出や信用情報登録件数などを

第2表 金融包摂を計測する中国人民銀行の指標体系

金融サービスの利用実態	金融サービスの利用可能性	金融サービスの利便性・質
銀行口座 休眠していない口座 銀行カード 一人当たりの電子決済の利用件数 電子決済 個人向け融資 零細企業向け融資 民生向け融資 涉农融資(農業農村関連) 貧困扶助向け融資 保険	銀行拠点網 助農取款服務点(アクセスポイント) ATMおよびPOS端末 1万人当たりのカード保有数	金融知識 金融行動 利用者相談 信用貸出への障壁 信用情報制度の構築

資料 余(2017)91頁

(注) 括弧の内容については著者が追加したものである。

含む指標もある。

以下では、人民銀行が公表した指標報告をもとに農村部の金融包摂の取組状況を検証する。その際には紙幅の制約もあるため、全ての指標を網羅することにはこだわらず、農村部のデータや記述があるいくつかの指標を取り上げながら検証を行うこととする。

(注4) 人民銀行が公表した指標報告（17～20年）を確認すると、項目と指標はそれぞれ17年から3年連続で21項目、51指標であったが、20年には23項目、56指標になっている。ただ、17年の指標体系については、余（2017）では項目が20項目であった。

(注5) 冯ほか編著（2019）の29頁による。

3 指標からみた農村部の金融包摂の進展度

ここでは、人民銀行の指標報告から、農村部の金融サービスの利用実態の項目・指標として銀行口座・カード、電子決済、融資、農業保険ほかを、そして金融サービスの利用可能性の項目・指標として銀行拠点網、ATMやPOS端末、助農取款サービス点（アクセスポイント）をめぐる動きを、最後の金融サービスの利便性・質の項目・指標として農家信用情報データベース、金融リテラシー水準、金融サービス利用満足度を、それぞれ取り上げ確認する。まず、金融包摂の分野①、農村部の金融サービスの利用実態を検証してみよう。

(1) 金融サービスの利用実態について

a 銀行口座・カード

20年の指標報告によると、20年末時点で、

農村部における銀行口座数は47.4億口座、全国における一人当たりの銀行口座保有数は8.8口座であり、銀行口座に関しては包摂水準は高い。その要因としては、スマートフォンや携帯電話の普及も相まってモバイルバンキングを利用する人が多くなっているほか、政府の後押しも手伝って銀行支店・ATM数が増加し、支店・ATMへのアクセスが容易になったことが挙げられる。

一方、口座を持ってもそれを人々が活用して生活や生産に役立てていないと意味がない。銀行口座の中に休眠口座や規定に反するものが存在したため、18年、19年の指標報告には、人民銀行が規定に則し休眠口座を処理したという記述がある。そのため、休眠していない口座を保有する成人の割合は農村部で17年末の81.4%から20年末の88.0%へと高まりつつある（第3表）。実際、世界銀行が発表した「世界の金融包摂データベース2017（The Global Findex Database 2017）」によると、中国における金融機関の口座保有率（15歳以上、17年）は80.2%と世界平均の67.1%を上回っている。ちなみに、11年、14年の保有率はそれぞれ63.8%、78.9%であった。

また、20年末時点の銀行カード発行枚数は38.0億枚、うちクレジットカードとデビットカード機能付のカード数が2.7億枚となっている。最近、人民銀行が積極的に推進している「郷村振興カード」の発行枚数は大きく増加した。同カードはデビットカードに類似しているが、これを持つ利用者は、農業技術指導や農産物流通関連のサービス

第3表 農村部金融包摂の分野①における進展状況

(単位 %)

	銀行口座		電子決済		融資				資産運用	
	休眠していない口座を持つ成人の割合		電子決済を利用する成人の割合		銀行以外からの借入れがある成人の割合		銀行から融資を受けた成人の割合		金融商品を購入した成人の割合	
	農村部	全国	農村部	全国	農村部	全国	農村部	全国	農村部	全国
17年末	81.4	87.1	66.5	76.9	20.3	22.7	35.9	39.8	32.8	46.0
18	82.3	88.6	72.2	82.4	21.1	22.9	34.6	39.8	36.1	47.8
19	83.3	89.9	76.2	85.4	24.2	22.7	36.1	40.7	36.8	48.8
20	88.0	91.9	82.7	89.2	...	...	...	...	33.0	46.3

資料 中国人民银行金融消费者权益保护局(2018、2019、2020、2021)など

も受けられるようになるなど、利便性が高いものと評価されている。

このように、中国の銀行口座保有率、カードの発行枚数は増加傾向にあるほか、近年は、スマートフォンや携帯電話の普及に伴うモバイルバンキングやフィンテックの活用等により、農家にとって金融サービスを享受するためのコストが低下し、金融サービスにアクセスしやすくなるなどの改善がみられる。

b 電子決済

モバイルインターネットの普及に伴い、農村部での電子決済も順調に増加している。指標報告によると、農村部の電子決済を利用する成人の割合は、17年末の66.5%から20年末の82.7%へと上昇している。全国の割合に比べて農村部の電子決済利用割合はやや低くなっているが、年々利用者は増加している。その結果、モバイル決済の件数・金額は増加を続けている。20年末の農村部の電子決済取引件数は4,813億件で、うち銀行以外の決済機関を利用した件数が占める割合は93%であった。

近年は、スマートフォンや携帯電話の普及に伴い、モバイル決済利用者数は20年末に7.9億人に達した。モバイル決済の急速な拡大の背景にアリペイ、ウィーチャットペイといった銀行以外の業種からインターネット決済事業に参入した第三者決済機関と言われる事業者があり、これらの果たす役割が大きかった。

第三者決済機関は、自社のプラットフォームを通じた決済サービスの提供だけでなく、クレジットカードの返済、公共料金の支払い、金融商品の販売といったサービスの拡充を図ることで、利用者数や決済額を急速に拡大させており、そのプレゼンスは高まっている。20年1～3月期におけるモバイル決済額のうち、アリペイが55.4%、ウィーチャットペイが38.8%のシェアを占めており、2社で94.2%に達している。

従来は存在しなかったモバイル決済等のサービスが受けられるようになり、金融サービスの利便性・効率性が高まるほか、多様な技術の活用により金融サービスを受けられる個人・企業の範囲が拡大した。そしてフィンテック企業の参入により、既存の

金融機関との間に競争・協調関係が生まれ、金融サービスの質的向上が促進されたと考えられる。

また、人民銀行は、農村部において電子決済という面での金融包摂をさらに促進するために、金融機関や地方政府と連携しながら、日常生活面での支払いだけでなく、農産物の販売代金を回収する際にもモバイル決済が利用できるように決済の利便性を高めている。20年の指標報告によると、20年には、人民銀行が主導した農村部における生産・消費活動における電子決済の利用キャンペーン数は200回以上に上っている。県における銀聯（^{ぎんれん}UnionPay）のアプリのダウンロード件数は1.4億件に達した。その結果、農村部で電子決済を利用する成人の割合が高まり、都市農村間の差は縮小に向かっている。

他方、規制当局は、フィンテックサービスによる金融アクセスの拡大を評価しつつも、一部のオンラインプラットフォーム企業の金融サービスは無免許で運営されており、規制逃れや不公正な競争、消費者の権利の侵害など、重大な違反行為に関与していることを理由に、規制を強化する方向に^(注7)ある。

このように、金融サービスにおける競争の激化やサイバーセキュリティの観点からリテール決済に関する法整備が進められていることもあって、インターネットユーザーにおけるモバイル決済の普及率は緩やかな増加にとどまっているが、今後、モバイル決済にかかる技術の進展や、企業による

サービス拡充の動きに合わせ、さらに高まっていくと考えられる。

一方、コンピューターやスマートフォンなどの情報通信機器を利用できない、保有していない、あるいは操作に疎い層への対応強化などが求められている。金融サービスが利用できない層への対応に加えて、モバイル、インターネットを使えない層への対応（いわゆるデジタル・ディバイド、情報格差）が焦点となっている。20年の指標報告では、商店や飲食店、ショッピングモールなど高齢者の利用頻度が高い施設における支払いや、公共サービス料金の支払いなどにおいては、現金やデビットカードの利用を拒否してはならないこととしている。

c 融資

各年の指標報告によると、金融機関による農家生産経営資金^(注8)の融資残高は17年末の4.7兆元から20年末の6.0兆元へと年々増加している。特に20年末には前年比11.5%増とこれまでの伸び率の平均値である6%台後半に比べて上昇幅が大きかった。その要因として農村振興（鄉村振興）の全面的な推進がある。そのなかで、食糧生産や種子産業などの8つの重点領域における融資強化を行うほか、農村振興に向けた多種多様な金融商品を開発するなど農業・農村・農民への融資面での包摂を強めていることが挙げられる^(注9)。

一方、指標報告では直接示されていないが、農家生産経営資金の融資残高の金融機関の人民元建て融資残高全体に占める割合

を計算すると、17年末の3.9%から20年末の3.5%へ小幅ながら鈍化している。農村部での融資については、先進国に比べて家族、友人およびインフォーマルな貸金業者からの借入れが多く、金融機関からの借入れは少ない状況である。金融機関は、農村部の人々のニーズに合うサービスをさらに開発し、農家生産経営資金においても利便性を高めていく必要がある。

また、農村部において銀行から融資を受けた成人の割合は全国を下回って17年末～19年末では35%前後で推移している一方、フィンテック企業のプラットフォームなどの銀行以外からの借入れがある成人の割合は18年末の21.1%から19年末の24.2%へと3.1ポイント上昇し、全国の22.7%を上回っている。

d 農業保険ほか

20年の指標報告によると、20年末の農業保険収入は815億元で、前年比21.2%増、加入農家戸数は1.9億戸で、前年比△1.1%となっている。農業保険保証金額は4.1兆円で、前年比8.6%増となっている。

また、農産物先物取引所は、リンゴ、ナツメなどの28品目の農産物先物と、トウモロコシや綿花などの6品目の農産物オプション取引がある。20年は証監会が26の省で「保険＋先物」というプロジェクトを開始してから5年目になるが、天然ゴム、綿花、大豆、トウモロコシ、卵、大豆かすなどの農産物現物取引の規模は1,208万トンに達し、農業保険が付保された面積は202万ha

で175万戸の農家が利用している。

資産運用での包摂について、農村部における金融商品^(注10)（投資理財商品）を購入した成人の割合は、新型コロナ禍による影響が大きかった20年を除き、全国を下回っているものの、農村部でも資産運用の水準が徐々に上昇してきている。その背景として、金融当局が農村部において国債購入キャンペーンを行うなど農家の資産形成を促しているほか、近年農村住民の収入伸び率が都市部を上回っていることが挙げられる。

(注6) 人民銀行によれば、休眠していない口座とは、6か月以内で取引履歴のあるものを指す。銀行以外の口座も含まれている。

(注7) 例えば、銀保監会は21年2月に銀行に対して、オンラインでの小口融資事業者との共同融資に関して融資残高の50%を上限とすること、人民銀行も21年4月にフィンテック企業13社を召喚し、金融事業の免許取得、決済ツールとその他の金融商品との不適切な連携の解消、顧客情報の独占の禁止、金融持ち株会社の設立など、事業内容の是正を求めた。

(注8) 中国人民银行农村金融服务研究小组编(2019)の4頁によると、農家生産経営資金が農家の農林水産業の生産活動だけでなく、第2次産業（工業）と第3次産業（サービス業）における生産活動向けの資金も含む。

(注9) 王・若林(2021)の39頁を参照。

(注10) 投資理財商品と呼ばれているが、具体的には、銀行預金以外の銀行理財商品の購入、アリペイやウィーチャットペイなどのプラットフォームを通じた国債の購入、信託や株式への投資がある。

(2) 金融サービスの利用可能性について

次に、金融包摂の分野②、すなわち金融サービスの利用可能性について検証しよう。

a 銀行拠点網

郷鎮における銀行拠点のカバー率は、17年末の96.0%から20年末の97.1%へと徐々に

高まっている（第4表）。その主な要因として、農村部の支店開設を促進する政策が挙げられる。金融当局は、銀行拠点がなく郷鎮、いわゆる「空白郷鎮」での支店開設を奨励する政策を09年に打ち出し、その結果、18年末時点の農村部の銀行拠点は12.7万か所^(注11)にまで増加した。

一方、全国的にみれば、主要銀行が店舗を閉鎖するだけでなく、大都市の主要店舗を「スマート支店」に転換する取組みを積極的^(注12)に進めている。スマート支店により、AIと5Gの技術を活用し、サービスの自動化や生体認証、音声識別、視覚的識別、手続きの自動化などを通じて、サービスの向上と人件費削減を同時に実現することが期待されている。

中国銀行協会編（2021）によると、20年末の銀行拠点数は22.7万か所、そのうち1.3万か所がスマート化を図っている。具体的には、銀行が顧客のニーズに応じて人工知能などを活用し、金融サービス提供の能力や効率性を向上させている。農村部においても、金融インフラは単なる銀行のデジタル化、あるいは非金融企業による金融サービスのデジタル化だけでなく、AIなどを

活用したフィンテックによるサービス提供体制の最適化を図りつつある。例えば、浙江省や広西チワン族自治区などに位置する多くの金融機関が、AIなどの活用で行内のオペレーション改革を進め、多くの人員を農村部での業務推進のために投入するようになり、農業・農村金融の一層の深耕を行っている。

その背景には、各行が競い合ってサービスのオンラインへのシフトを進めていることがある。また、20年初めから実施され始めた新型コロナウイルス感染対策を受けて、非接触型の金融サービスが求められるようになったことも大きい。他方で、各銀行の店舗は依然として、ブランドプロモーションを行う場であるとともに、資産運用相談やコンサルティングなどの対面サービスを提供するための場としての重要な役割を果たしている。

b ATMおよびPOS端末

銀行によるATMの設置台数は、モバイル決済を中心とするキャッシュレス決済の普及に伴い、足元では減少傾向にある。20年末時点の設置台数は101.4万台と前年比△7.6%

第4表 農村部金融包摂の分野②における進展状況

(単位 %、億件、億元)

	銀行拠点網		助農取款サービス点(アクセスポイント)				
	郷鎮における銀行拠点のカバー率	1万人当たりの銀行拠点数(か所)	数(万か所)	うちEC対応の割合	村級行政区のカバー率	業務取扱件数	業務取扱金額
17年末	96.0	1.6	91.4	14.0	97.3	4.5	3,652
18	96.3	1.7	86.5	20.6	98.2	4.6	3,619
19	96.6	1.6	87.4	22.6	99.2	4.3	3,549
20	97.1	1.6	89.3	...	99.3	4.0	3,531

資料 第3表に同じ

となったほか、1万人当たりのATM台数は中国全土で7.18台と前年比△8.4%であった。農村部における銀行ATM設置台数は36.8万台で前年比△1.9%となった。一方、POS端末の数は全国で増えている。

17年の指標報告では、キャッシュレス決済の進展に加えて、銀行がATM運営コストの削減に向けて利用頻度が比較的低いものを撤廃したことに触れている。実際、銀行カードによる現金引出額は15年以降減少しており、20年には39.67兆元と前年比△23.2%となっている。

c 助農取款服務点

金融サービスを提供する助農取款服務点（以下「アクセスポイント」という）とは、金融機関が直接あるいは間接に契約した代理店の店舗に設置されるPOS端末などを通じて銀行の金融サービスを提供する拠点である。人民銀行は、10年に農村部、特に遠隔地や人口密度の低い地域において、低コストでサービスを提供できる仕組みの必要性を認識し、小売店などが銀行の代理店として銀行カードを持つ利用者に、現金引出し（取款という）を可能にする試みを始めた。代理店は、主に村にある食料品店、レストランといった小売店や自営業者である。

翌11年、人民銀行は全国にこれを広げることとし、取り扱う業務を従来の現金引出しから送金、振込、公共サービス料金の支払いなどに拡大した。また、一日の現金引出上限額は1,000元（約2万円）から2,000元に引き上げられた。

さらに、15年には、農村部の電子商取引（EC）の広がりを背景に、アクセスポイントではEC関連のサービスも展開し始めている。例えば、農村部の住民がパソコン、スマートフォン、タブレットなどの端末を利用して、アクセスポイントを通じて農産物卸売業者などにアクセスし、取引するなど、農家の農産物販売や生産資材の購入などのプラットフォームになりつつある。

このアクセスポイントの設置によって利用者が銀行の支店などに行く時間が節約され、農村部における決済のためのコストを低下させている。アクセスポイントは、農村部の金融サービスアクセスの障壁の軽減、金融リテラシー教育の宣伝や普及などにも貢献しており、農村部の人々の生産および生活に利便性の向上をもたらしている。

そのアクセスポイントの数は18年末の86.5万から20年末の89.3万へと徐々に増え、ほぼ全ての村で設置されるようになっていく。一方、業務取扱件数と金額を確認すると、減少基調にある。その背景には、農村部における電子決済の拡大が挙げられる。

（注11）中国人民银行农村金融服务研究小组編（2017）の8頁と同（2019）の84頁による。

（注12）中国銀行業協会によると、国内の銀行拠点数は17年末の22.9万か所から20年末の22.7万か所へと減少し、3年間で2千か所が閉鎖されている。

（3）金融サービスの利便性・質について

20年の指標報告のなかでは、金融サービスの利便性・質に関連する記述が相対的に多かった。したがって、この分野が重要視されている可能性は高い。ここでは、金融包摂の分野③、すなわち金融サービスの利

便性・質について検証しよう。

a 農家信用情報データベース

融資や保険などの金融サービスの拡大や改善のためには、農村部における信用情報データベースの整備を強化する必要がある。20年末時点で、農家信用情報データベースに登録した農家戸数は1.89億戸で前年比1.6%増えている（第5表）。その要因として、政府が進めている信用村や信用郷鎮の構築が功を奏しているほか、フィンテック企業がオンラインショッピング等の購入履歴などの情報を用いて信用スコアを算出し、これを金融機関に提供していることが挙げられる。

人民銀行は、農家向けの小口融資（マイクロクレジット）を全面的に推進するため、2000年代前後から信用村、信用郷鎮を構築する試みを始めていた。その後も人民銀行は農村信用体系を整備するため、15年に「中小企業と農村部の信用体系を全面的に構築するための意見」という通達を出した。そのなかで、人民銀行は地方政府と金融機関、評価機関などが連携しながら農家の信用情

報を収集・整理・評価し、そのうえで信用村や信用郷鎮を選出するよう要請した。

このような農家信用情報データベースの拡充に伴い、農家向け貸出に占める信用貸出^(注14)の割合は17年末の15%から20年末の19%へと高まった。特に中西部のチベット、貴州省、雲南省、青海省、内モンゴル自治区での農家向け信用貸出はほかの省に比べて割合が比較的高かった。ただ、農家信用情報の範囲が限定的で、アクセシビリティが制限され、情報内容の精度が必ずしも高くないとみられるため、不適切な貸出や必要以上の与信コストの増加につながりかねないとの指摘もある。

b 金融リテラシー水準

金融リテラシーは、年齢、性別、収入などに関係なく、国民の生活水準向上に大きく貢献する重要な要素である。また、多くの金融サービス実施機関は、金融サービスについての基本的な知識の欠如が、農村部や貧困層の金融アクセスの障壁だと認識しており、金融教育の必要性を強く感じているという。

第5表 農村部金融包摂の分野③における進展状況

(単位 億戸、%、点)

	農家信用情報データベース		農家向けの信用貸出	金融リテラシー水準			
	登録農家戸数	融資を受けた農家の比率		金融知識(得点)		金融行動(得点)	
				農村部	全国	農村部	全国
17年末	1.75	…	15.0	5.5	6.4	5.6	6.2
18	1.90	…	16.3	5.7	6.5	5.8	6.4
19	1.86	51.5	17.0	5.9	6.6	5.9	6.5
20	1.89	52.0	19.0	61.1	65.2	71.7	73.9

資料 第3表に同じ

(注) 17～19年は10点を満点とされたが、20年には100点が満点であった。

中国でも、施設や設備といったハード面の整備と並行して、人民銀行を中心に金融リテラシー等のソフト面の水準向上に向けた取組みが行われている。金融リテラシー関連の基礎的解説、テレビCM・ラジオを通じた金融サービスの宣伝、ポスター・新聞広告を通じて啓蒙活動が展開されている。また、全国の学校においても、金融リテラシー教育が積極的に行われているほか、銀行に対しては、金融リテラシー担当者の設置、簡易な表現での文書・サービスの提供、子供向けサービスの提供を求めるガイドラインが策定されるなど、将来に向けた地道な活動が行われている。

20年の指標報告によると、金融当局は各地でオンラインあるいはオフライン上での多様な金融知識の宣伝・普及や啓発活動を実施している。例えば、広東省で高齢者、農村住民、出稼ぎ労働者（農民工）を重点対象にした金融教育モデル基地などの整備を進めてきた。その結果、人民銀行が実施した金融リテラシーに関するアンケート調査結果をみると、金融知識と金融行動の得点はいずれも年々高くなっており、農村部における消費者の金融リテラシーの水準が高まりつつあると言えそうである。

ただ、農村部における現在の金融リテラシーの向上策にとどまらず、都市部に比べてそんな色のないさらなる向上に向けた取組みが必要である。20年の指標報告によると、20年末の農村部における消費者の金融知識は61.1と、全国に比べて4.1ポイント低く、金融行動では71.7と2.2ポイント低くなって

いる。

人口移動の加速に伴い、多くの農村部では住民の高齢化、児童と女性が多いという特徴を持つようになっている。このような農村部の人口構成下で、金融知識の普及活動を行うことには困難が伴うが、彼らの資産運用や彼らへの金融詐欺防止の取組みは継続的に求められる。そのため、リスク意識の向上に向けた農村コミュニティや学校での金融知識の教育や詐欺防止キャンペーンが重要であり、引き続きこうした取組みは強化されるべきである。

c 金融サービス利用満足度

20年の指標報告では、金融サービス利用満足度の調査結果から、農村部における金融サービス利用満足度は高まっているものの、さらなる満足度の改善が必要であるとしている。例えば、オフライン金融サービス利用については、農村部の住民の「拠点が遠くて不便を感じる」「金融機関の職員の態度が改善されるべき」の回答割合が全国の回答割合に比べて高かった^(注15)。オンライン金融サービス利用については、「金融機関のウェブサイトやアプリが利用しにくい」と回答した割合が、都市部より農村部で高かった。

このように、銀行拠点が遠くて不便を感じることや金融機関のウェブサイトやアプリが利用しにくいなどの問題点を抱えているとの結果が明らかにされた。こうした問題点を解消し、農村部の顧客の満足度を高める対応が必要である。例えば、サービス

提供端末の設置とデジタル化を進める際には、オンライン上の操作が簡単に無理なく行えるサービスの提供とオフライン上のスマート支店による自動化サービスの提供のいずれも利用者の視点から改善していかなければならないであろう。特に金融機関や第三者決済機関、オンラインショッピングプラットフォームに対しては、オンラインでのユーザー登録や支払い等のプロセス最適化を促すとともに、文字サイズの拡大や音声による読み上げ機能、簡易版のサービスの提供等を通じて、高齢者にとっても使い勝手の良いスマートバンキングの普及を目指していくべきである。

(注13) 金融機関の職員などで構成される評価委員会は農家が持つ資産状況、経営状況、信用記録などをもとに審査し、農家の信用ランクや融資上限額を決めているが、大半の農家の信用ランクが高い村を「信用村」と、多くの村の信用ランクが高い郷鎮を「信用郷鎮」と称している。

(注14) 信用貸出は、資産担保や信用保証が要求されない無担保融資である。

(注15) なお、全国の回答率は、「待ち時間が長い」「拠点が遠くて不便を感じる」「ATM、セルフサービス機械が利用しづらく、トラブルが頻発する」「金融機関の職員の態度が改善されるべき」がそれぞれ58.5%、33.0%、23.5%、11.8%であった。

(4) 総括

農村部における金融包摂の進展を分野別に検証してきたが、ここでは分野別の特徴をまとめておく。

分野①については、銀行口座やカード、電子決済関連のインフラ整備がかなり進み、金融サービス提供の基盤ができている状況にある。また、農村部での融資、資産運用や農業保険におけるの包摂水準が高まりつ

つある。分野②については、郷鎮における銀行拠点のカバー率が100%に近くなっていることや、農村部におけるのPOS端末数が増加していること、アクセスポイントの整備や機能強化を通じて金融サービスの利用可能性は高まっている。分野③については、農家信用情報データベースの整備が進んでいるほか、ソフト面での金融リテラシー水準の向上、金融サービス利用満足度の改善がみられたことで、利便性・質における包摂水準も向上している。したがって、総じて言えば、都市部と比較し、農村部における金融包摂の水準が低いことは否めないが、それでも農村部の金融包摂の水準は高まりつつある。

一方、依然として包摂が進んでいない地域やグループがあるほか、包摂された人々が実際にサービスを利用していないという課題があるとみられる。例えば、インターネットやスマートフォンを使えない農村部の高齢者にとってテクノロジーを活用した近年の各種サービス利用のハードルは高く、高度化が進みすぎると、高齢者が各種サービスから取り残されるおそれもある。農村部の金融包摂を進めていくうえでは、こういった点も含めて、需要サイドの事情をよく捉える必要がある。

また、モバイルの活用により低コストのサービスが供給されつつあるが、ほぼ決済業務に限定されること、農村部の低所得層向けの融資や保険などのサービス利用が少ないことなどが問題である。

さらに、農村部に金融サービスが行き渡

るよう、当局があらゆるチャネルを通じて金融包摂を進めていくとしているが、そこではビッグデータ、ブロックチェーン、AIといったニューテクノロジーの活用を推進している。これらに期待がかかる一方、サービスの利用者の保護も重要になりつつある。

おわりに

現在、中国は農村部の振興を主要課題の一つとして掲げているが、そこでは、農村部の低所得層や貧困地域を支援するためのメカニズム、そして貧困への逆戻りを防ぐためのメカニズムを構築する方針を明確にしている。農村振興を全面的に実施していくためにも金融包摂の水準を一層高める必要があるだろう。

また、包摂的な成長（共同富裕）という理念のもと、都市農村間の格差解消に向けて金融サービス需要の拡大が見込まれる。今後、農村振興、共同富裕に向けたハード面の拡充と歩調を合わせたソフト面の質の向上が進展していけば、さらなる金融包摂の水準上昇が期待できよう。

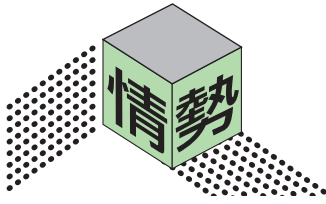
中国国務院は、20年の計画実施の終了に伴い、21～30年までの金融包摂取組みのためのビジョンを策定しているようである。その際に、金融包摂の実現に向けた具体的な数値目標の設定、相互に支え合うことで包摂を実現する協同組合金融機関の導入などが求められる。農村部における金融包摂の水準をいかに向上させることができるか、

引き続き注視していきたい。

<参考文献>

- ・王雷軒（2017）「農村部の資金需要と農村金融の構造」田島俊雄・池上彰英編『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会、118～131頁
- ・王雷軒・若林剛志（2021）「中国の2021年中央一号文件のポイント」『農林金融』8月号、29～39頁
- ・廉薇ほか（2019）『アントフィナンシャル——1匹のアリがつくる新金融エコシステム——』（永井麻生子訳）みすず書房、313～334頁
- ・若林剛志・王雷軒（2019）「小規模農家向け融資に見る中国の金融包摂」『農林金融』12月号、19～39頁
- ・博鳌亚洲论坛（2020）『亚洲金融发展报告——普惠金融篇——』对外经济贸易大学出版社
- ・杜晓山ほか編著（2018）『从小额信贷到普惠金融』中国社会科学出版社
- ・刘桂平（2021）「关于中国普惠金融发展的几个问题」『中国金融』第16期
- ・冯兴元ほか編著（2019）『农村普惠金融研究』中国社会科学出版社
- ・李源（2020）「用数字丈量成就——我国普惠金融指标体系的现状与趋势——」平安普惠金融研究院ホームページ
https://mp.weixin.qq.com/s/h_aRWLkwAoif6sA-kfLMhw
- ・余文建（2017）「普惠金融指标体系构建——从国际探索到中国实践——」『中国金融』第5期
- ・中国银行业协会編（2021）『2020年中国银行业服务报告』中国金融出版社
- ・中国国务院（2015）「推进普惠金融发展规划（2016-2020年）」
- ・中国人民银行金融消费权益保护局（2018）「2017年中国普惠金融指标分析报告」
- ・中国人民银行金融消费权益保护局（2019）「中国普惠金融指标分析报告（2018年）」
- ・中国人民银行金融消费权益保护局（2020）「中国普惠金融指标分析报告（2019年）」
- ・中国人民银行金融消费权益保护局（2021）「中国普惠金融指标分析报告（2020年）」
- ・中国人民银行农村金融服务研究小组編（2017）『中国农村金融服务报告2016』中国金融出版社
- ・中国人民银行农村金融服务研究小组編（2019）『中国农村金融服务报告2018』中国金融出版社

（オウ ライケン）



集団の大きさと公共財の供給

主任研究員 若林剛志

はじめに

日本の農村が多様な問題を抱えているのは周知のとおりである。過疎化、高齢化とそれらに伴う生産活動の緩慢化と農地の遊休地化、祭事中止等による伝統文化の喪失危機、さらに農地の遊休地化から生じる獣害も大きな問題である。総務省（2020）によれば、過疎地域の中には存続が危ぶまれる集落もある。また、集落の存続に問題がないとしても、自らの活動のなかには、他の集落と同様の活動をしているにもかかわらず、活動の活発さや盛り上がりには差を感じるものもあるのではないだろうか。

これらの現象が生じている農村を考察するとき、私たちはどれだけ理論を考察の背景としているだろうか。なるほど、農村で生じている現象を個別具体的に知る必要があり、事例調査を進めながら現状と課題を把握することは考察へ向けて不可欠な過程である。複数の事例を知ること、帰納的に明らかにできることももちろんあるだろう。加えて、農村は社会、経済、文化等多様な側面を持つ。そして、それらが融合されて農村が形作られていることから、理論的考察の難しい分野なのかもしれない。し

かし、それらを考慮しても、農村の考察では、理論に裏付けられた分析が他の領域と比べて不十分であるように思われる。

このようななか、本稿は農村集団、すなわち農村という特定地域の住民が、集団で財を供給する際の考え方の一案を紹介することを試みる。集団が財を供給するのは、集団による投入（努力）から得られる財供給の便益が、個人個人のそれより大きいからである。例えば、景観維持から得られる便益は1人でも2人でも変わらないが、2人なら1人のときより便益供給のための1人当たり費用を抑えることができる。しかし、だからといってある集団が、集団構成員が必要とする全ての財を供給することは困難である。実際の農村においても、住民の減少や高齢化によって手が回らない取り組みもあるのではないかと。そうしたことに直面したとき集団が供給する財の性質から取り組みの性質を知り、今後役に立てていくことはできないだろうか。

より具体的に、農村における集落などの集団の活動は、公共性のある財を共同で供給する行為とみなすことができる。そこでは集団の最適な規模はあるのか、活動の種類によって相違はあるのだろうか。農村でより広域な活動領域を持つ組織が増えるな

かで、こうした問いは重要性を増しているはずである。このような問題意識の下、本稿ではEsteban and Ray (2001) (以下「E&R (2001)」という)とPecorino and Temimi (2008) (以下「P&T (2008)」という)の2つの文献を紹介し、集団が公共財を供給する際の論点のひとつを提示する。

繰り返しておくが、本稿が提示しているのは、公共財を供給する際の論点のひとつであって、考え方の一案にすぎないということである。そう述べる理由は少なくとも2つある。1つは、紹介する2つの文献を理解するには、Olson (1965) に端を発する集合行為論に関する膨大な研究成果を踏まえる必要がある。そうしたなかで、1つの論点に絞ってそれを農村集団による財の供給に適用し、紹介しているにすぎないからである。^(注1)もう1つは、上述のとおり、農村の理論的研究が不十分であり、その修正過程を経て洗練していくことが求められるからである。事実、紹介する両文献は、農村を直接題材とはしていない。P&T (2008) は、より一般的な集合行為の問題に即して論じているが、E&R (2001) は集合行為のうちロビー活動を想定して論じている。こうした文献を紹介しながら農村への適用可能性に触れている点は本稿の特徴と言えるが、そもそもこうした理論が、農村集団における財の供給に適用可能か否かという初歩の段階から検討を深めていく必要がある。いずれにしても農村集団への適用可能性へ向けた試論の域を出ていないことに触れておきたい。

本稿の構成は次のとおりである。次節で紹介文献の要点を農村集団との関連に限定して述べる。第2節では、具体的に農村集団が集団で供給する(している)財について紹介した理論に基づいて考察する。最後に、若干の展望を示す。

(注1) 集合行為とは、同一の集合財を供給するための複数人による行為である。Olson (1965) から続く集合行為、特に集団の規模が公共財の供給に及ぼす影響に関する研究成果は膨大だが、ここではOlson (1965) のほか、Olson (1965) の問題提起を3つの主題にまとめ、それぞれについて検討したSandler (1992)、日本語で読める木村 (2002) とオルソン他界後に各雑誌が企画したオルソンの業績を論じた文献のうちPecorino (2015) のサーベイ論文を挙げておく。

1 文献紹介

(1) 集団の大きさと公共財

集団の規模が公共財を供給するにあたりどのように影響を及ぼすのか。この問題は、Olson (1965) によって提示され、それ以来多くの研究が蓄積されてきた。Olson (1965) が提示した問題は、Sandler (1992) により3つの主題に整理されている。その第1には「①大集団は公共財を供給することができない」「②集団の規模が大きくなると、実際に供給される公共財の値は最適値からかい離する」「③公共財の供給は集団の規模とともに減少する」の3つが含まれている。この3つを総称して、集団規模の逆説と呼ばれている。逆説とされているのは、集団の規模が大きければ、集団成員による投入が増加し、財の供給も増加するという推論が立てられるが、例えば上記①のようにそ

のような結論には至らないためである。

提示された問題のうち①と③は、公共財の競合性の観点から論じられてきた。^(注2)公共財とは、外部性を持つ財であり、競合性と排除性に特徴を持つ財の呼称である。公共財には程度があり、競合性も排除性も皆無な財を純粋な公共財と呼んでいる。競合性と排除性は、それぞれ財を消費する際に他人との競合が生じるか否か、消費する人を選別し排除できるか否かという性質である。しばしば純粋な公共財の例として挙げられる外交の効果（外交によってもたらされる便益）は、国民誰もが等しく利用でき（非競合性）、原則として特定の国民がその便益を享受することを排除できない（非排除性）性質を持っている。しかしながら、「純粋な」という修飾語句からわかるように、公共財には程度がある。例えば、牛を自由に放すことはできるが、ある牛が牧草を食せば他の牛はそれを食すことができない牧野は、排除性はないが、競合性はあると言える。特に、次に紹介するE&R（2001）やP&T（2008）は公共財が持つ性質の度合いを数理モデルに埋め込んでおり、公共財に幅を持たせている。なお、具体的なモデルは文末の付録に掲載した。

（注2）適切な対価を支払わない対象の排除が困難な財に生じるただ乗りの問題は、「②集団の規模が大きくなると、実際に供給される公共財の値は最適値からかい離する」という問題に対する回答として、早くから一定の合意が得られている。一方、競合性についてはOlson（1965）以来、その重要性が認識されており、「①大集団は公共財を供給することができない」と「③公共財の供給は集団の規模とともに減少する」の2つを解明する性質として研究されてきた。

（2）E&R（2001）の紹介

E&R（2001）の要点は次のとおりである。

集合行為によって目標を実現するということは、集団によって目標とする財が供給され、それから便益を受けることである。これは、Olson（1965）以来の理論研究において利用されてきた言い換えである。そして、その財を供給するためには集団による要素投入が必要である。その投入物の性質として供給の努力（貢献）に対する限界費用の弾力性（以下「弾力性」という）が1より大きいとどうなるか。E&R（2001）は、これまで多くの研究で1とされてきた弾力性を修正し、その帰結を提示した。これがE&R（2001）の成果である。^(注3)ここで弾力性とは、Xの変化率に対するYの変化率の比（おおむねXが1%増えるときにYが何%増えるか）を指す。

実は、この条件の変更は投入財の性質によっては自然である。典型例は労働の投入（による貢献）である。通例として労働は不効用であり、その投入は最大で1人1日当たり24時間に限られている。人の不効用は、労働に拘束されればされるほど、そして投入量が増えれば増えるほど高まる。すなわち、集合行為による財の供給において、労働を必要とする場合は、弾力性を1より大^(注4)とすることは不思議なことではない。農村集団において、例えば共同清掃を行う場合には、原則として労働を伴う。この点で農村との関連性もあると考えられる。

この条件変更による結果を含む研究成果をまとめたのが第1表である。既に述べた

第1表 集団の大きさと財の性質および公共財供給の関係

	費用の特徴		財の性質	公共財の供給量 (規模とともに…)
	弾力性(ϵ)の値	小さな固定費		
(1) (参考)	1 1	なし あり	高い競合性 (限りなく競合財に近い)	減少 供給されなくなる
(2)	1より大	なし		増加
(3)	1より大	あり		供給されなくなる
(4) (参考)	1 1	なし あり	低い競合性 (限りなく非競合財に近い)	(一定値まで)増加 (一定値まで)増加
(5)	1より大	なし		増加
(6)	1より大	あり		増加

資料 E&R(2001)、P&T(2008)を基に作成

ように、E&R(2001)以前の文献では弾力性を1としていた。そこでは、競合性が高いほど、すなわち誰もが等量消費することが難しい財の場合、その財の供給は集団の規模とともに減少していくことがわかっている(表の(1))。一方で競合性が低い、あるいは財が供給されれば誰もが等しく消費できる場合、その財の供給は、一定値まで集団の規模とともに増加していくことが明らかにされている(表の^(注5)(4))。E&R(2001)では、弾力性が1より大きければ、競合性の度合いに関わらず、財は集団の規模とともに増加していくことが示された(表の(2)および(5))。すなわち、条件の変更により、これまでの結論とは競合性が高い場合の結論が異なる事態が生じたのである。

(注3) E&R(2001)には、3つの特徴がある。第1は2つの集団による集合行為、第2は弾力性が1より大の場合の集合行為、第3は公共財の競合性の度合いに応じた集合行為の分析である。それぞれについて、大小集団のいずれが公共財の供給において効果的かを分析している。

(注4) もちろん弾力性を1とする場合にも妥当性はある。E&R(2001)で述べられているように、一定程度豊富に資金を保有しており、それを投入する場合が当てはまりがよい。ただし、資金

保有量が限られた貧困層等においては弾力性を1より大とするのが適当かもしれない。

(注5) 命題の①③が、競合性の低い財に当てはまらないことは、Chamberlin(1974)らによって早くから示されている。また、「一定値まで」の意味は、付注1を参照。

(3) P&T(2008)の紹介

P&T(2008)は、E&R(2001)の条件をさらに変更し、弾力性が1より大でありかつ参加者の各々に少額の固定費が必要となる場合を考えた。少額である理由は、便益を上回るような多額の固定費が必要な場合は、そもそも財は供給されないだろうからである。

これも自然な条件の変更であろう。例えば、里の山に入り作業を始めるまでに、作業とは無関係な移動費がかかる。こうした点は、農村における集団行動の一端を表現していると考えることができる。P&T(2008)では、具体的事例のひとつとして、土のうを積むことで洪水を防止するという財供給とは無関係な移動費を挙げている。

この変更による結論は第1表の(3)および(6)である。競合性の低い財について

は、従来の結論およびE&R（2001）の結論と変わらない。すなわち、集団の規模が大きくなるにつれ、公共財の供給量は増加する。しかしながら、競合性が高い財の場合、その結論は異なる。P&T（2008）の結論は、弾力性に関係なく、参加に固定費がかかる場合、集団の規模が大きくなると公共財は供給されなくなるというものである。

2 紹介文献と農村集団の財供給との関係

第1節で述べたように、「①大集団は公共財を供給することができない」あるいは「③公共財の供給は集団の規模とともに減少する」という命題に対し、これまでの文献は、財の競合性に焦点を当てて議論してきている。本稿で紹介している2つの文献に照らして述べると、集団が小規模であれば財の競合性の度合いに関わらずおよそその公共財は供給できる。しかし、集団の規模が大きくなると、競合の程度が高い財の場合に生じる結論が異なる。^(注6)この結論を、農村における公共財の供給に適用する場合、どのように考えればよいのか。考える際に鍵となるのは、集団の規模と公共財の競合性の度合いという財の性質である。

ここでは財の性質を基準に考えてみよう。第1図は、公共財としての性質を規定する排除性と競合性をそれぞれ縦軸と横軸にとり、その平面上に農村の集落で住民により供給される財を配置したものである。この図の財の配置は、筆者が想定したものであ

り、実証的に位置づけられたものではない。共有資源利用のように慣習によって図中での位置づけが異なると推測されるものもあるが、暫定的にこの図を前提に考える。

まず、財の性質として競合性が低い場合は、集団規模とともに財の供給量が増加する。したがって、集団の規模の大小に関わらず財は供給される。第1図に示した財では第1象限と第4象限に位置づく財がそれに該当する。図を見て確認できるように、ここに多くの財が位置づいている。例えば景観である。景観を改善あるいは維持する取組みは、小範囲の一部の地域における一部の地域住民の手によっても成り立つが、広範囲で大規模に実施することでも成り立つ。範囲の広さにもよるが、概して労働提供人数が多ければ1人当たりの労働投入量は削減できる可能性があるし、景観からの便益は1人1人が等しく得られるであろう。

第1図 集団(主として集落)が供給する財の位置づけのイメージ

共有資源利用(保全)	<非排除> 景観(美化活動、パトロール) 道路利用(普請) 祭り(運営) 防犯(交通安全) 防犯・防災(夜回り) 防災(消防団)) 獣害対策(作業)
	<非競合> 文化(活動) 水利(江ざらい)
<競合> 冠婚葬祭(運営) 防犯(見守り) 配食(作業)	<排除>

資料 筆者作成
(注) ()内は作業や行為等の投入、()の左は供給される財を表す。

一方で、第1図の第2象限と第3象限に位置づけられた財の供給には注意が必要である。競合性の高い財が位置づけられているこの領域は、財を供給する際の費用構造（この場合は弾力性の大きさと固定費の有無）によって集団の規模と供給量との関係が異なるからである。

第1表で高い競合性を持つ財は、費用の特徴によって結論が異なることを述べた。まず、弾力性が1となる費用構造を持つ財は、理論上、集団規模とともに供給量が減少する、すなわち集団の人数が増加すると財を供給するための投入（努力）が減少し、財の供給量も減少する。おそらくこれに分類される財は少ないと考えられる。競合性の高い財には、日用品のような私的財が含まれ、それを集団で供給する必要性が薄いからかもしれない。既述のとおり、集団が財を供給するのは、集団による投入（努力）の結果が、個人が別個に投入（努力）するよりも大きな便益が得られる場合である。かなり限定的ながら、農村集団が行う配食サービスなどは該当する場合があるかもしれない。集団からのニーズが高く、食事のサービスを提供しようとするものの、集団規模が大きくなってしまうと、適時に適切な量を提供することができず便益が低下する一方で、必要な費用は不変である場合等が想定される。

次に、E&R（2001）が論じた弾力性が1より大となるような費用構造を持つ投入物によって供給される財は、集団規模とともに供給量が増加する。例として、既に日本

では希少となっている集落での祝言（冠婚葬祭）等が当てはまるだろうか。多くの人が準備に費用を捻出し1人当たりの費用は少なくなるなか、十分な式典を組め、個々の集団構成員の便益も高まるならばここに分類されるであろう。

最後に、P&T（2008）が論じた少額の固定費用が必要となる投入物によって供給される財は、ある水準を超えると財が供給されなくなる。この例として、入山禁止期間に手入れをし、入山可能日なら山菜・キノコを自由に採取できるが移動に費用を伴う入会（共有資源）利用が考えられるかもしれない。多くの人が資源利用のために移動費と労働を投入するが、資源が過剰に採取され、資源枯渇の危険性が生じる。その場合、集団規模の是正や規則改変、あるいは資源回復までの入山禁止措置が取られる可能性がある。

理論の帰結が正しいと仮定した場合、ここから得られる農村集団の財供給への示唆は何であろうか。ここでは3つ挙げておく。第1は、集団規模とともに供給量が減少する、あるいは大集団では供給されないことが想定される競合性の高い財は、小集団での供給を優先することである。例えば、上記の入会の例は、規模が大きくなると財が供給されなくなってしまう。第2に、第1表から確認できるように、競合性の低い財は集団の規模と財の供給との関係が薄いことから、小集団だけでなくより広域に展開する組織での供給も考えられるという点である。最近では広域地域組織である地域運

営組織が設立されつつある。例えば、設立されても何をすべきか検討中という組織では、財の性質の観点から、集落の機能を補完する取組みを検討することも一案かもしれない。第3に、具体的な投入物に応じて弾力性は異なり、それは財の供給量に影響する可能性がある。例えば、投入物が労働の場合、財の性質に注意して供給すべき財を見極める必要がある。また、集団規模が大きい場合に財が供給されやすくなることもある。上述した集落での祝言という冠婚葬祭の例は、集落だけでなく近隣集落の関係者を交える等により規模が大きくなると、1人当たりの費用が削減され、かつ盛大に盛り上がるといった可能性がある。

(注6) E&R (2001) で述べられているように、ある集団の規模が大から小、あるいは小から大へ変化する場合でも、全く異なる集団間で規模の大小を見る場合でも、集団規模と公共財供給との関係性は変わらない。

おわりに

本稿で紹介した理論モデルでは、集団による公共財の供給は、公共財の性質によっては集団の規模が大きくなると抑制される。今のところ現実への適合性は明らかではないが、この種の知見が実証され、蓄積されていけば、農村の現場における取組みに役立つ理論的枠組みを提供できるのではないかと。

例えば、農村において課題解決につながる財を含む多様な財の供給が円滑に進む場合、その要因としてしばしばリーダーのリ

ーダーシップが挙げられる。リーダーがこれまで培ってきた信用に裏打ちされた効果的な労働や資金等の資源投入が、適切な組織作り、取組みの枠組みおよび人材配置を可能とし、取組みに相乗効果を生じさせながら農村の課題解決等に向けて寄与するからであろう。しかし、全ての集団でリーダーのリーダーシップが発揮されているわけではないだろう。そのとき、どのような組織や集団が、いずれの財を供給することが適切かといった理論が一定程度確立していれば、取組主体も心強いのではないだろうか。これにより、取り組む活動に対する客観的な基準が構築されるだけでなく、リーダーの属人性に依存する部分が低減する。仮に確立されたリーダーがいない場合でも、以前より集団構成員による継続性の高い取組みが可能となるかもしれない。

全国で、地域運営組織の数が増加している。前述の総務省(2020)によれば、過疎地域では集落の20%に地域運営組織があるという。しかし、設立後に明確な目的を持つ取組みが少なく、何に取り組むべきかが十分に整理されていない組織もあるようである。そのとき、財の性質に加え、自らと集落等の既存集団の規模を考慮し、それぞれが供給する財(取組み)を考えるのも一案かもしれない。

また、しばしば地域組織の役職員から「できることから始める」という言葉を耳にする。本稿に照らして言えば、小集団で何かを実施する場合、目的の財は供給され、問題は生じないように思える。しかし、取組

みに必要となる投入物によって、供給される財の性質を考え、財を供給する集団や組織について考えることが求められる場面も到来するかもしれない。例えば、農村集落の住民が、自らが構成員となっている集落の将来を見据えてビジョンを描く機会もますます増えていると考える。そのとき、投入物や財の性質に目を向けることで、すぐに成果を得ることは難しいが、長期的な視点から集落の将来を見据え、必要な財を供給するといった取組みに寄与するかもしれない。

本稿では、E&R (2001) と P&T (2008) を紹介し、日本における農村集団の財供給との関係性に関する試論を展開した。誤解を恐れず言えば、日本の農村集団を考えるうえで、理論が有益か否かの検討さえ行われていないのが現状であるように思われる。検討の結果、理論が不十分であれば現実の問題に応じて修正すること、あるいは新たな理論を打ち出すことが必要である。まずは、理論の活用が可能か否かの知見を蓄積し、農村で生じる現象への対処を、事例と

理論の両面から検討していく必要があるのではないだろうか。こうした実践の積み重ねが、より継続性のある取組みを数多く生み出す可能性を高めると考える。

<参考文献>

- Chamberlin, J. (1974), "Provision of Collective Goods as a Function of Group Size", *American Political Science Review*, Vol.68 (2), pp.707-716.
- Esteban, J. and D. Ray (2001), "Collective Action and the Group Size Paradox", *American Political Science Review*, Vol.95 (3), pp.663-672.
- Olson, M. (1965), *The Logic of Collective Action*, Cambridge, Harvard University Press.
- Pecorino, P. (2015), "Olson's Logic of Collective Action at fifty", *Public Choice*, Vol.162, pp.243-262.
- Pecorino, P. and A. Temimi (2008), "The Group Size Paradox Revisited", *Journal of Public Economic Theory*, Vol.10 (5), pp.785-799.
- Sandler, T. (1992), *Collective Action: Theory and Applications*, Ann Arbor, University of Michigan Press.
- 木村邦博 (2002) 『大集団のジレンマ—集合行為と集団規模の数理—』 ミネルヴァ書房
- 総務省 (2020) 『過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書』

(わかばやし たかし)

【付録 競合財あるいは競合性を持つ公共財の供給】

(1) モデルの仮定

本稿の第1表で示したそれぞれのケースについて、P&T (2008) が要領よくエッセンスを説明しているのでそれを記しておく。ただし、集団の規模と公共財の供給について、結果の異なる競合財 (あるいは競合性のある財) に焦点を絞って簡潔に紹介する。詳しくは同文献を参考のこと。

$G(S)$ を公共財の便益、 S を公共財への総投入 (貢献) とし、 $G'(S) > 0$ 、 $G''(S) < 0$ 、 $G'(0) = 0$ と仮定する。 S に対する G の弾力性は、 $\xi_{G,S} = SG'(S)/G(S) < 1$ で、 $G'(0) = \infty$ 、 $S > 0$ のとき $G'(S) > 0$ は有限であり、 S が有限であるなら $G(S)$ も有限であると仮定する。 n を公共財の受益者数、 g を財の供給による1人当たりの便益とし、次のような関係にあるとする。

$$g = \frac{G(S)}{n^\beta}, \quad (1)$$

β は財の競合の程度を表し、 $0 \leq \beta \leq 1$ とする。 $\beta = 0$ の場合は非競合財、 $\beta = 1$ の場合は競合財であり、その間を程

度の違いはあるが競争性のある財としておく。 $v(s_i)$ を参加者 i の投入 s による実数値費用関数とし、従来の費用関数は、 $v(s_i)=s_i$ 、 $v'(s_i)=1$ および $v''(s_i)=0$ である。ただし、E&R (2001) は、 $v'(s_i)>0$ および $v''(s_i)>0$ としている。また、 $S=\sum_{i=1}^n s_i$ の関係にあるとすると、財を供給する者の目的関数は、

$$\max_{s_i} \frac{G(S_{-i}+s_i)}{n^\beta} - v(s_i), \quad (2)$$

で表される。ここで、 S_{-i} は、 i 以外の全ての者からの投入の合計である。この問題の1階の条件(内点解)は、

$$\frac{G'(S)}{n^\beta} = v'(s_i) = v'\left(\frac{S}{n}\right), \quad (3)$$

となる。

(2) 弾力性が1の場合(従来の文献の条件)

費用は $v(s_i)=s_i$ 、 $v'(s_i)=1$ であることから、式(3)は全微分により、

$$\frac{dS}{dn} = \frac{\beta n^{\beta-1}}{G''(S)} \leq 0, \quad (4)$$

となる。競争性がある場合($\beta>0$)、式(4)は負値となる。加えて、 $G'(S)$ は $S>0$ に対して有限であるため、式(4)の下では n の増大とともに S が0に収束していく。^(付注1)

(付注1) 非競争財($\beta=0$)の場合、 $dS/dn=0$ および $dG(S)/dn=0$ であり、1人当たりの純便益は $G(S)-S/n$ である。これらから供給量は一定で、1人当たりの投入(S/n)は n とともに低下することがわかる。したがって、集団規模が大きくなるにつれ、1人当たりの便益は $G(S)$ に近づく。第1表(4)の一定値とは $G(S)$ が $dG(S)/dn=0$ となっていることを意味する。

(3) 弾力性が1より大(P&T (2008)によるE&R (2001)モデルのエッセンス抽出)

費用関数が厳密に凸であり、弾力性(ε)が1より大きい場合($\varepsilon>1$)、式(3)を全微分すると、

$$\frac{dS}{dn} = \frac{v''(s_i)s_i - \beta v'(s_i)}{v''(s_i) - G''(S)n^{1-\beta}}, \quad (5)$$

であり、 $G''(S)<0$ および $v''(s_i)>0$ であるから、右辺分母は正値となり、右辺分子と式(5)は、

$$\varepsilon(s_i) \equiv \frac{v''(s_i)s_i}{v'(s_i)} > \beta, \quad (6)$$

を満たす場合に正となる。したがって、弾力性(ε)の値が競争性の度合い(β)よりも大きい場合、 S は集団の規模とともに増加する。すなわち、弾力性(ε)の値が1より大きいならば、競争財($\beta=1$)であっても S は n とともに増加する。

一方、式(6)を満たさず、 $dS/dn<0$ の場合は、上記(2)弾力性が1の場合($\varepsilon=1$)と同じである。

(4) 弾力性が1でかつ小さな固定参加費がある場合(P&T (2008))

費用構造は、 $v'(0)=0$ だが、 $\lim_{s_i \rightarrow 0} v(s_i)=c>0$ であるとし、 c を参加の固定費とする。競争性がある場合($\beta>0$)、上記(2)($\varepsilon=1$ の場合)のとおり集団の規模とともに S が0に収束し、極限では財が供給されない。したがって、固定費があっても結果は同じであり、 S は固定費がかからないときよりも早く0に収束するにすぎない(よって固定費が大きすぎると、そもそも財は供給されない)。

(5) 弾力性が1より大かつ小さな固定参加費がある場合(P&T (2008))

式(5)を、総投入(S)と集団の規模(n)との関係を表すように整理する。

$$\frac{dS}{S} = \frac{v''(s_i)S - \beta n v'(s_i)}{v''(s_i)S - G''(S)S n^{1-\beta}} \cdot \frac{dn}{n}, \quad (7)$$

$v'(s_i)>0$ であり、かつ $G''(S)<0$ であるから、総投入の増加率(dS/S)は集団規模拡大の速度(dn/n)よりも遅い。したがって、1人当たりの投入($s=S/n$)は n の増加とともに減少し、やがて0に収束する。すなわち、財供給による総便益が増大し続けるならば、純便益も増大し続ける。

しかし、仮定より $\xi_{G,S}<1$ であり、それは $dG(S)/G(S)=\xi_{G,S}dS/S$ であるから、1人当たり総便益(式(1))は n と

ともに減少する。また、式 (7) の右辺左の分数は、分母の増大速度が分子より速いため、次のように n が増大し続けると、1 人当たり総便益は 0 に収束する。

$$\frac{dG(S)}{G(S)} < \beta \frac{dn}{n}, \quad (8)$$

式 (7) と $\xi_{G,S}$ の定義より、式 (8) を $\xi_{G,S} \left(\frac{v''(s_i)S - \beta n v'(s_i)}{v''(s_i)S - G''(S)Sn^{1-\beta}} \right) < \beta$ と書き換えると、

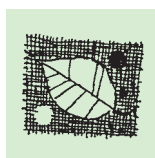
$$v''(s_i)S(\xi_{G,S} - \beta) - \xi_{G,S}\beta n v'(s_i) + \beta G''(S)Sn^{1-\beta} < 0, \quad (9)$$

となる。競合性がある場合 ($\beta > 0$)、 $G''(S) < 0$ であるため、式 (9) を満たす条件は、

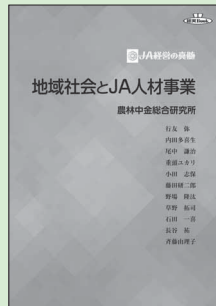
$$v''(s_i)S(\xi_{G,S} - \beta) - \xi_{G,S}\beta n v'(s_i) < 0, \quad (10)$$

であり、 $\xi_{G,S} < \beta$ かつ参加のコストが小さい場合、 $v(s_i)$ の凸性に関係なく、 n の増大によって 1 人当たり総便益は 0 に収束する。また、 $\xi_{G,S} < 1$ であるから、競合財 ($\beta = 1$) の場合、式 (10) は常に満たされる。したがって、参加者 i が参加の固定費 (c) をわずかでも負担することになると、1 人当たり純便益は負値となることから、集合行為による財の供給はなされなくなる。^(付注2)

(付注2) 非競合財 ($\beta = 0$) の場合、 $v''(s_i) > 0$ であることから、式 (9) は満たされず、1 人当たり総便益 (式 (1)) は増加し続ける。また、1 人当たり純便益も増加し続ける。したがって、参加の固定費が小さい場合、大集団は小集団よりも便益が高まり、集団行動は参加のための小さな固定費の影響を受けない。



発刊のお知らせ



JA経営の真髄 地域・社会とJA人材事業 課題解決のための地域の連携・協働

農林中金総合研究所 編著

2021年10月1日発行 A5判169頁 定価2,750円(税込) 全国共同出版(株)

2014年から始まるJAグループの「創造的自己改革」では、「農業者の所得向上」と「農業産出の拡大」と並び、「地域の活性化」が基本目標とされた。また、2020年に閣議決定された新しい食料・農業・農村基本計画でも、「農業協同組合などの多様な組織による地域づくりの取組を推進する」とあるように、地域活性化におけるJAへの期待が明示されている。

本書は、人的・組織的な連携・協働の視点から、JAおよびJAグループが、その基盤とする農業生産・地域社会が抱える課題解決のために果たしている役割・機能について検討するものである。

目 次

はじめに

【第Ⅰ部 JAと地域社会の関係性・構造的な課題】

第1章 人口減少時代の地域社会と農協の役割

第2章 地域社会の持続性を支える農協の取組み

【第Ⅱ部 他団体との連携・協働】

第3章 農協と商工会・商工会議所との連携の実態と効果

第4章 アグベンチャーラボとJA

【第Ⅲ部 新たな課題への挑戦】

第5章 スマート農業にかかわる生産者組織とJAの役割

第6章 農協の獣害対策と地域における役割

第7章 被災地の農業復興における農協の役割

——平成29年九州北部豪雨におけるJA筑前あさくらの取組みから——

【第Ⅳ部 人材確保と育成】

第8章 作目別にみる農協仲介型援農ボランティアの定着要因

——多品目野菜生産と果樹類生産に着目して——

第9章 特定技能外国人の受け入れにかかるJAの対応方針

第10章 地域での連携による農業への新規参入支援と農協の役割

第11章 変革期に求められるJAの人材育成

おわりに

購入申込先…………… 全国共同出版(株)

TEL 03-3359-4811 (営業部)

問合せ先…………… (株) 農林中金総合研究所

TEL 03-6362-7700 (代表)

金融包摂は想像力だ

私はソーシャル・ファイナンス、なかでも主に先進国における金融排除・金融包摂を研究しているが、金融排除・金融包摂を実践・研究する際に、想像力が問われていると感じることが多い。金融事業は、どのような人々、組織、事業を包摂することが求められているのか、どのような方法で包摂することが望ましいのか、に想いを巡らせるという想像力である。

いきなりの昔話で恐縮だが、シュルツェ＝デーリチュが1850年にドイツで初めての信用組合となるアイレンブルク前貸組合を設立して、手工業者や中小商工業者への資金供給を図り、またライファイゼンが1864年に初の農村信用組合となるヘッデスドルフ貸付組合を設立して、窮乏する農民への信用事業を本格的に始めた(田中・田中(2020))。シュルツェ型、ライファイゼン型各々の信用組合がヨーロッパ諸国に普及し、こんにちの協同組合銀行の礎になっている。

日本でも、報徳社運動の系譜と、ドイツの信用組合の導入があいまって、1892年に勸業資金積立組合が掛川信用組合に改組されて以降信用組合が普及していったが、農民や手工業者・商業者が地主や高利貸に搾取され貧窮していたことが背景にあった。大正・昭和初期には、労働者や小作人などに少額の貸付を行う信用組合が相次いで設立されたが、なかでも賀川豊彦らが関東大震災を契機として1928年に設立した中ノ郷質庫信用組合は、現在でも中ノ郷信用組合として存続している。1950年以降は、全国に労働金庫が設立されていった。

19世紀半ばから20世紀初めにかけての時代には、深刻な金融排除といえる状況があり、当時の社会改革のリーダーたちは、豊かな想像力を働かせながら、金融包摂のための画期的な方策として協同組織金融を生み出していった。

時代は下り、いまや多種多様な金融サービスが社会の隅々に行きわたっている。銀行口座やクレジットカード、電子マネーが広く普及し、住宅ローンは低金利になり、多様な保険商品が利用されている。最寄りのATMやコンビニから、いつでも簡単にお金を引き出すことができる。金融サービスの発達のおかげで私たちの生活は便利になった。協同組織金融が誕生した時代とは比べるべくもない。

そうすると、金融排除の問題は、もはや過去の話なのだろうか。

たしかに多くの人や組織は、便利な金融サービスを享受できているが、なかにはそうしたサービスを享受できない人や組織も少なからず存在している。

かつて日本では多重債務問題が極めて深刻な社会問題だった。消費者金融やクレジットカードからの借金で家計が破綻し、自殺に追い込まれる人も多かった。2006年の貸金業法で一定の対策は取られたものの、実は現在でも多重債務者はなくなっていない。依存症をはじめとする精神疾患、傷病、失業、離婚などを契機として家計が崩れる人は後を絶たない。奨学金の返済困難もその一つだ。貸金業法によって、年収の3分の1を上限に借入ができるという「総量規制」が導入されたことから、生活費を工面できずに税金や保険料、家賃、公共料金などを滞納したり、食費や教育費を極端に切り詰めたりして生活に支障が出るという人も増えている。他方で、セーフティネット貸付事業はあまり普及していない。

コロナ禍で失業や収入減に見舞われた人々に、社協の特例貸付が大規模に行われたが、はたして、こうした資金貸付だけで充分だったのか、あるいはこうした非常時に協同組織金融に求められる役割は何なのか、検討が必要であろう。

もう一つ例を挙げると、近年、労働者として、あるいは留学生として日本にやってくる外国人が急増しているが、彼らが日本の金融をあまり使えていないという問題がある。昔に比べれば、現在は改善している面もあるが、言語の壁、在留資格・在留期間による制約、社会保障・社会保険との関係、金融リテラシーの不足、マネロン対策などの原因により、解決をみるに至っていない。

私たちの社会のどこに、金融サービスを利用できずに困っている人がいるのかについて想像力を膨らませることが、金融包摂の大きな第一歩であり、協同組織金融の新たな挑戦につながるのではないだろうか。

<参考文献>

- ・田中洋子・田中光（2020）「日本とドイツにおける協同組合金融機関の歴史的比較研究」『国際日本研究』12

（明治大学 経営学部 教授 小関隆志・こせき たかし）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(31)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(31)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(31)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(32)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(32)
6. 農業協同組合 主要勘定	(32)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(34)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(34)
9. 金融機関別預貯金残高	(35)
10. 金融機関別貸出金残高	(36)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (6362) 7752

F A X 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2016. 9	61,372,988	2,778,263	35,054,450	25,762,771	54,657,306	11,815,424	6,970,200	99,205,701
2017. 9	65,021,190	2,098,959	42,883,057	26,255,268	62,528,538	10,559,380	10,660,020	110,003,206
2018. 9	66,780,674	1,515,522	36,201,096	25,841,894	53,959,073	12,571,108	12,125,217	104,497,292
2019. 9	65,761,395	1,015,292	37,794,545	21,438,319	55,477,654	17,492,997	10,162,262	104,571,232
2020. 9	65,013,612	534,521	36,848,052	19,054,985	50,476,935	19,260,623	13,603,642	102,396,185
2021. 4	65,546,446	351,460	32,574,392	18,579,999	45,142,127	20,000,439	14,749,733	98,472,298
5	64,924,299	341,457	32,494,611	16,608,255	44,490,977	20,564,723	16,096,412	97,760,367
6	65,132,310	331,439	33,972,801	19,886,160	44,970,885	19,980,268	14,599,237	99,436,550
7	64,866,657	321,427	32,454,579	17,442,190	43,685,430	20,399,796	16,115,247	97,642,663
8	65,142,297	311,432	32,468,503	16,951,501	43,502,363	20,555,642	16,912,726	97,922,232
9	65,737,170	413,354	36,550,546	22,864,061	44,511,290	20,561,295	14,764,424	102,701,070

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2021年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	54,158,004	-	3,451,231	92	3,950	-	57,613,277
水 産 団 体	1,977,892	-	125,976	-	39	-	2,103,908
森 林 団 体	2,047	-	5,782	1	209	-	8,038
そ の 他 会 員	1,599	-	17,420	-	-	-	19,019
会 員 計	56,139,542	-	3,600,410	93	4,198	-	59,744,242
会 員 以 外 の 者 計	766,857	14,195	525,889	82,006	4,600,894	3,087	5,992,928
合 計	56,906,398	14,195	4,126,299	82,099	4,605,093	3,087	65,737,171

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 403,308百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2021年9月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	1,842,135	25,640	116,221	-	1,983,996
統 開 拓 団 体	-	-	-	-	-
水 産 団 体	67,747	19,977	6,712	-	94,436
森 林 団 体	1,687	1,152	2,275	3	5,117
そ の 他 会 員	900	510	20	-	1,430
会 員 小 計	1,912,469	47,280	125,227	3	2,084,979
その他系統団体等小計	178,949	6,159	53,047	-	238,155
等 計	2,091,418	53,439	178,274	3	2,323,134
関 連 産 業	4,940,805	22,389	854,913	1,278	5,819,385
そ の 他	12,238,493	7,705	172,580	-	12,418,777
合 計	19,270,716	83,533	1,205,767	1,281	20,561,296

(貸 方) 4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2021. 4	8,634,863	56,911,583	65,546,446	-	351,460
5	8,098,349	56,825,950	64,924,299	22,980	341,457
6	8,443,874	56,688,436	65,132,310	22,980	331,439
7	7,889,429	56,977,228	64,866,657	-	321,427
8	8,171,283	56,971,014	65,142,297	-	311,432
9	8,829,829	56,907,341	65,737,170	-	413,354
2020. 9	8,523,759	56,489,853	65,013,612	22,980	534,521

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2021. 4	39,271	18,540,727	45,142,127	10,250,222	1,502	-	67,507
5	53,371	16,554,884	44,490,977	9,798,322	1,504	-	72,678
6	34,655	19,851,505	44,970,885	10,646,470	502	-	49,802
7	39,866	17,402,323	43,685,430	10,176,175	-	-	69,575
8	68,593	16,882,908	43,502,363	10,216,753	-	-	76,001
9	34,617	22,829,444	44,511,290	8,553,768	1,524	-	83,532
2020. 9	40,421	19,014,563	50,476,935	11,774,698	-	-	79,817

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2021. 4	68,707,979	67,215,005	737,595	2,048,885	2,411,412
5	68,618,923	67,281,305	780,707	2,047,885	2,411,412
6	69,595,148	68,007,848	768,759	1,902,786	2,411,412
7	69,362,322	68,001,627	804,903	1,896,886	2,427,807
8	69,664,157	68,014,887	824,120	1,901,095	2,430,795
9	69,079,390	67,789,054	815,393	1,864,455	2,433,315
2020. 9	68,371,843	66,999,793	860,771	2,231,376	2,336,957

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2021. 3	43,249,494	63,620,467	106,869,961	717,052	636,660
4	43,935,682	63,554,109	107,489,791	719,201	638,937
5	43,581,968	63,721,497	107,303,465	737,922	657,062
6	44,495,225	64,255,860	108,751,085	725,681	646,038
7	44,166,723	64,404,435	108,571,158	735,591	656,534
8	44,594,628	64,234,803	108,829,431	719,100	640,602
2020. 8	41,126,694	65,772,203	106,898,897	715,337	631,418

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	1,408,079	4,040,198	27,126,115	98,472,298
-	1,434,974	4,040,198	26,996,459	97,760,367
-	2,176,643	4,040,198	27,732,980	99,436,550
-	2,062,882	4,040,198	26,351,499	97,642,663
-	2,029,636	4,040,198	26,398,669	97,922,232
-	1,627,147	4,040,198	30,883,201	102,701,070
-	1,889,751	4,040,198	30,895,123	102,396,185

貸 出 金				コ ー ル	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
18,078,072	1,853,493	1,366	20,000,439	2,185,637	12,562,595	98,472,298
18,633,864	1,856,936	1,243	20,564,723	1,870,000	14,224,908	97,760,367
18,687,502	1,241,436	1,527	19,980,268	2,552,120	12,046,615	99,436,550
19,155,978	1,172,563	1,678	20,399,796	4,030,000	12,085,248	97,642,663
19,277,309	1,201,074	1,256	20,555,642	4,410,000	12,502,726	97,922,232
19,270,716	1,205,766	1,280	20,561,295	1,750,000	13,012,900	102,701,070
17,278,332	1,901,123	1,350	19,260,623	792,324	12,811,319	102,396,185

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
84,594	43,695,457	43,633,636	35,000	1,373,535	19,761,809	8,500,899	2,042,762
83,165	43,433,938	43,359,991	30,000	1,385,386	19,886,091	8,542,353	2,065,285
79,880	44,304,597	44,243,960	45,000	1,403,741	19,912,837	8,513,993	2,066,404
76,318	43,947,574	43,890,834	55,000	1,417,169	19,947,973	8,587,608	2,106,411
79,362	44,048,107	43,982,455	55,000	1,438,618	20,104,258	8,635,154	2,121,720
77,870	43,496,972	43,433,153	55,000	1,456,287	20,162,649	8,574,755	2,157,988
78,446	43,743,444	43,685,870	30,000	1,244,821	19,852,753	8,411,734	1,920,974

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
433,617	80,522,006	80,271,825	4,741,841	1,906,482	22,382,603	133,101	576
475,290	81,126,311	80,876,341	4,763,466	1,877,531	22,438,868	132,647	563
436,681	80,690,333	80,432,638	4,812,011	1,894,510	22,635,505	132,593	563
443,979	82,076,487	81,826,987	4,808,257	1,853,627	22,720,119	132,035	563
444,445	81,780,899	81,528,124	4,765,425	1,776,949	22,806,432	133,132	563
457,379	81,976,334	81,725,619	4,825,639	1,792,323	22,864,706	133,289	563
453,275	80,968,291	80,758,762	4,496,641	1,766,319	22,149,504	143,821	585

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2021. 6	2,489,974	1,695,151	69,455	58,280	18,880	2,024,264	2,003,869	77,727	466,972
7	2,490,310	1,688,744	81,455	58,285	19,286	2,035,334	2,014,469	76,782	466,871
8	2,466,506	1,675,192	82,555	58,285	19,236	2,007,191	1,987,473	76,253	472,443
9	2,480,193	1,683,438	85,555	58,285	17,924	2,025,710	2,006,076	79,331	470,923
2020. 9	2,408,687	1,658,912	61,065	54,356	18,081	1,940,229	1,922,028	77,629	458,740

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2021 . 4	760,800	402,785	76,667	51,319	98,238	5,656	778,018	768,419	-	124,371	3,742	75
5	761,324	406,134	78,974	51,736	98,253	5,477	775,461	768,063	-	124,768	3,617	75
6	762,895	406,061	80,726	52,807	98,262	6,264	771,323	763,908	-	127,544	3,684	75
7	769,607	405,833	81,144	53,072	98,317	5,612	781,011	773,594	-	125,330	3,629	75
2020 . 7	755,207	409,307	78,333	54,062	99,017	5,833	747,977	740,621	-	136,248	4,396	75

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2018 . 3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399	
	2019 . 3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220	
	2020 . 3	1,041,148	667,436	3,929,329	2,777,707	624,155	1,452,678	211,724	
	2020 . 9	1,065,518	683,718	4,167,414	2,934,785	665,912	1,556,379	223,380	
	10	1,072,664	686,937	4,142,070	2,953,071	670,519	1,562,778	224,208	
	11	1,069,644	686,695	4,216,440	2,965,137	668,774	1,564,445	224,808	
	12	1,077,741	691,629	4,154,038	3,002,622	677,508	1,579,500	226,798	
	2021 . 1	1,073,024	686,046	4,188,059	2,997,653	674,713	1,573,050	226,360	
	2	1,076,191	686,664	4,194,305	3,022,137	677,909	1,579,887	227,599	
	3	1,068,700	681,807	4,332,234	3,054,406	675,160	1,555,960	224,049	
	4	1,074,898	687,080	4,356,087	3,069,887	686,273	1,591,376	228,291	
	5	1,073,035	686,189	4,378,220	3,104,047	666,310	1,588,281	228,060	
	6	1,087,511	695,951	4,303,082	3,116,520	669,691	1,597,593	230,440	
	7	1,085,712	693,623	4,283,921	3,107,988	668,146	1,594,303	230,443	
	8	1,088,294	696,642	4,302,659	3,107,340	667,044	1,601,468	230,914	
9 P	1,084,380	690,794 P	4,290,400 P	3,080,262 P	664,374 P	1,597,903	…		
前年同月比増減率	2018 . 3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0	
	2019 . 3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9	
	2020 . 3	0.9	0.5	4.6	3.6	△4.7	1.2	2.2	
	2020 . 9	2.1	1.4	10.6	8.1	7.8	6.9	5.5	
	10	2.2	1.7	9.2	8.9	8.8	7.5	6.1	
	11	2.0	1.8	10.5	8.5	8.1	7.6	6.4	
	12	2.1	2.0	10.7	8.8	8.6	7.8	6.4	
	2021 . 1	2.4	2.0	10.0	9.7	9.4	8.3	6.7	
	2	2.5	1.9	10.1	9.8	9.1	8.2	7.0	
	3	2.6	2.2	10.3	10.0	8.2	7.1	5.8	
	4	2.7	2.3	7.4	9.4	8.5	8.1	7.1	
	5	2.3	2.2	4.6	7.2	3.3	6.9	6.6	
	6	2.2	1.9	3.6	6.3	2.2	4.9	5.2	
	7	2.1	1.6	3.6	6.5	1.4	3.8	4.5	
	8	1.8	1.3	3.7	5.8	0.4	3.2	3.9	
9 P	1.8	1.0 P	3.0 P	5.0 P	△0.2 P	2.7	…		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5 合併に伴い、第二地銀の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2018 . 3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695
	2019 . 3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920
	2020 . 3	211,038	63,300	1,966,560	2,192,275	489,890	726,752	118,549
	2020 . 9	213,482	64,908	2,082,800	2,268,279	511,950	773,323	123,734
	10	214,012	66,087	2,070,303	2,274,724	513,514	775,669	123,998
	11	214,246	65,961	2,086,576	2,271,066	514,894	775,057	124,107
	12	214,241	66,177	2,066,249	2,282,665	519,384	782,032	124,892
	2021 . 1	214,462	66,140	2,061,036	2,286,567	519,213	780,036	124,939
	2	215,180	66,099	2,069,286	2,292,344	520,375	780,880	125,475
	3	215,956	65,451	2,072,988	2,294,424	523,448	784,374	126,299
	4	216,447	64,581	2,059,138	2,296,058	524,412	784,845	126,176
	5	218,405	64,771	2,050,720	2,310,066	510,677	784,537	126,436
	6	219,143	64,476	2,043,438	2,311,217	511,288	784,507	126,588
	7	220,116	64,812	2,033,100	2,320,563	513,378	785,340	126,982
	8	220,707	65,134	2,028,398	2,317,070	512,283	783,020	126,878
	9 P	221,404	64,168	P 2,086,231	P 2,334,449	P 517,215	786,443	...
前年同月比増減率	2018 . 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1
	2019 . 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
	2020 . 3	1.8	5.9	1.6	5.3	△5.3	1.0	3.2
	2020 . 9	1.7	7.1	8.1	5.4	6.8	7.4	6.5
	10	1.9	7.2	8.1	5.6	7.4	8.2	6.9
	11	1.8	6.5	8.5	5.1	7.1	7.8	6.6
	12	2.2	5.7	6.8	5.0	6.8	7.9	6.4
	2021 . 1	2.4	5.6	6.6	5.1	7.2	8.5	6.8
	2	2.5	5.4	7.1	5.1	7.1	8.3	6.9
	3	2.3	3.4	5.4	4.7	6.9	7.9	6.5
	4	2.6	2.1	1.1	4.1	6.7	7.7	6.5
	5	2.8	1.3	△2.1	3.4	2.5	6.1	5.5
	6	3.1	0.0	△3.4	2.8	1.2	4.4	4.5
	7	3.3	△0.4	△3.1	2.6	0.6	3.1	3.9
	8	3.4	△0.7	△2.9	2.2	0.2	2.1	3.2
	9 P	3.7	△1.1	P 0.2	P 2.9	P 1.0	1.7	...

- (注) 1 表9 注1、注2に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

農 林 金 融 第 74 巻 総 目 次

(2021年 1 ～12月)

I 論 調 II 情 勢 III 外国事情 IV 談話室

〈2021年テーマ〉

- 1月号 2021年経済・金融と日本農業の展望
- 2月号 農業構造の変化と新たな連携への挑戦
- 3月号 震災復興への取り組み
——東日本大震災から10年——
- 4月号 信用事業をめぐる動向
- 5月号 地域農業の維持・回復に向けて
- 6月号 地域課題にむけ連携する協同組合
- 7月号 中国農政・流通の新しい動き
- 8月号 ポストコロナへの新たな模索
- 9月号 地域農業の継承のために
- 10月号 金融へのアクセスと農協
- 11月号 森林・林業の政策課題と環境リスク
- 12月号 中国の金融包摂

〈今月の窓〉

- 1月号 コロナ禍と世界・日本の新しい潮流 (代表取締役専務 柳田 茂)
- 2月号 転換期の時代 (取締役食農リサーチ部長 北原克彦)
- 3月号 東日本大震災から10年の時を経て (代表取締役専務 柳田 茂)
- 4月号 ポストコロナのグリーンリカバリー
(執行役員調査第二部長 新谷弘人)
- 5月号 農業構造の変化と自然災害リスク (常務取締役 内田多喜生)
- 6月号 地域主体の結節点としての農協 (調査第一部長 重頭ユカリ)
- 7月号 高まる中国情勢の重要性 (執行役員基礎研究部長 平澤明彦)
- 8月号 「みどりの食料システム戦略」への期待
(代表取締役専務 柳田 茂)
- 9月号 フードチェーンのなかでの協同組合の交渉力
(常務取締役 内田多喜生)
- 10月号 JA自己改革は新たなステージへ (代表取締役専務 柳田 茂)
- 11月号 食料と森林・林業のインフラ再構築
(執行役員食農リサーチ部長 北原克彦)
- 12月号 金融包摂について (調査第一部長 重頭ユカリ)

I 論 調

2021年の国内経済金融の展望

- ウィズコロナ時代を探る日本経済—— …………… 南 武志… 1 (2)

個人リテール金融市場の注目点

- 家計部門へのコロナ禍の影響を中心に—— …………… 重頭ユカリ… 1 (16)

- 構造再編が進む日本農業と2020年の食料・農業・農村基本計画 …………… 植田展大… 1 (31)

人手不足に直面する地域の「受援力」向上を目指して

- 2020年基本計画における農村政策を踏まえて—— …………… 石田一喜… 2 (2)

農協による農福連携の展開

- 「農作業請負の仲介」と「雇用」を行う事例に着目して—— …………… 草野拓司… 2 (21)

福島県における復興の課題と展望

- 農業と地域社会の再生へ向けて—— …………… 行友 弥… 3 (2)

震災による農業構造の変化と農協の役割

- 宮城県津波被災地の農業復興を中心に—— …………… 斉藤由理子… 3 (20)

- デジタル化で近接性を高めようとする欧州の金融機関 …………… 高山航希… 4 (2)

協同組合の資本をめぐる問題

- 最近の海外の協同組合立法の動向とわが国への示唆—— …………… 明田 作… 4 (13)

安全資産不足の可能性と経済・金融との関係について

- 米国における金融面からの考察を中心に—— …………… 佐古佳史… 4 (27)

- 豪雨災害地域の農業復興に果たす農協の役割 …………… 野場隆汰… 5 (2)

- スマート農業の進展と農業関連情報の取扱いのあり方 …………… 小田志保… 5 (15)

- 農協系統の獣害対策と地域内外の連携 …………… 藤田研二郎… 6 (2)

所有権の構造からみた協同組合

- 共通の特徴を位置づける枠組みとして—— …………… 小野澤康晴… 6 (18)

中国の農産物流通に革命を起こした拼多多（ピンドウドウ）	
——E コマースが変える農民と農村—— …… 阮 蔚（Ruan Wei）… 7	（2）
中国における農村産権交易所の研究動向と展望	
…………… 若林剛志・王 雷軒（Wang Leixuan）… 7	（19）
コロナ禍における和牛需給と産地対応 …… 長谷川晃生… 8	（2）
農業簿記会計と農業経営支援体制再構築の課題 …… 清水徹朗… 8	（15）
耕種農業の第三者継承における支援組織の役割 …… 長谷 祐… 9	（2）
農業協同組合とは	
——組合員の権利・義務と農産物の販売契約の重要性—— …… 明田 作… 9	（17）
数量的に分析した金融機関の店舗の変化	
——実際にアクセスが可能な実店舗数の推計から—— …… 梶間周一郎… 10	（2）
農協における金融包摂の取組み	
——農協の移動店舗とスマートフォン教室—— …… 重頭ユカリ… 10	（15）
新たな森林・林業基本計画から考える対策すべき重点課題の評価	
——林業経営の主体要件、製材用材の増産、再造林の促進が焦点—— …… 多田忠義… 11	（2）
ESGで明らかになる企業の森林リスク …… 安藤範親… 11	（21）
指標からみる中国農村の金融包摂の進展状況 …… 王 雷軒（Wang Leixuan）… 12	（2）

Ⅱ 情 勢

2020年農林業センサスにみる農業構造・農業集落の変化 …… 内田多喜生… 2	（40）
気候変動を巡る情勢と脱炭素化に向けた政策動向	
——温室効果ガス実質ゼロ宣言のインパクト—— …… 河原林孝由基… 3	（42）
JA全農おおいの労働力支援による農業拡大・就労機会増加の地方創生	
——パートナー企業・請負・出口戦略・受託のチェック——	
…………… 日本農業経営大学校 校長	
早稲田大学 名誉教授 堀口健治… 5	（34）
森林経営管理制度の進捗状況と新型コロナウイルス感染症の組合事業への影響	
——第33回森林組合アンケート調査結果から—— …… 安藤範親… 7	（40）
2019年度における農協の経営動向 …… 尾高恵美… 10	（44）
集団の大きさと公共財の供給 …… 若林剛志… 12	（17）

Ⅲ 外国事情

- 中国の2021年中央一号文件のポイント … 王 雷軒 (Wang Leixuan) ・若林剛志… 8 (29)
- 環境危機の時代に求められる地域農業構造
——ドイツ・ブランデンブルク州の農業構造モデルをめぐって——
…………… 河原林孝由基…10 (30)
九州大学 名誉教授 村田 武

Ⅳ 談話室

- コロナの先に何を見るか? …… (株) 農林中金総合研究所 代表取締役社長 齋藤真一… 1 (14)
- 農業と人の国際移動 …… センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平… 2 (38)
- コロナ禍で見たネットワーク型社会の光と影
…………… 名古屋工業大学 大学院社会工学専攻 教授 渡辺研司… 3 (18)
- 経済学と自然 …… 文教大学 経営学部 教授 鈴木 誠… 4 (38)
- 「災後」10年、そして「コロナ後」10年のJA組合員の営農とくらしを考える
…………… 全国農業協同組合連合会 テクニカルアドバイザー〔業務委託〕 大西茂志… 5 (32)
- SDGsというグローバル化論は日本農業の味方になる
…………… 中部学院大学 スポーツ健康科学部 教授 安藤信雄… 6 (16)
- 中国における現代農業経営体系の構築
…………… 中国社会科学院農村発展研究所 副所長・教授 杜 志雄 (Du Zhixiong) … 7 (38)
- 食産業の多面的価値とポストコロナの展望 …… 中央大学 商学部 教授 木立真直… 8 (40)
- 変わる? 日本の新規就農支援のゆくえ
…………… 秋田県立大学 生物資源科学部 助教 高津英俊… 9 (36)
- 『論語と算盤』『近江商人の系譜』そしてSDGs
…………… (株) 農林中金総合研究所 取締役会長 大竹和彦…10 (28)
- 雨の表現からみた気候変動と林業経営 …… 九州大学大学院農学研究院 教授 佐藤宣子…11 (34)
- 金融包摂は想像力だ …… 明治大学 経営学部 教授 小関隆志…12 (28)

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



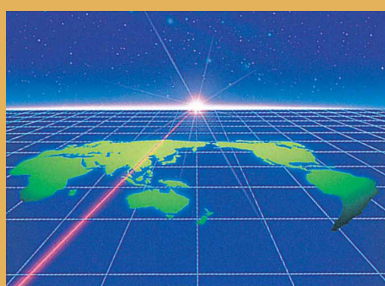
「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP))
閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「（詳細情報を見る）」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021年12月号第74巻第12号〈通巻910号〉12月 1 日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社